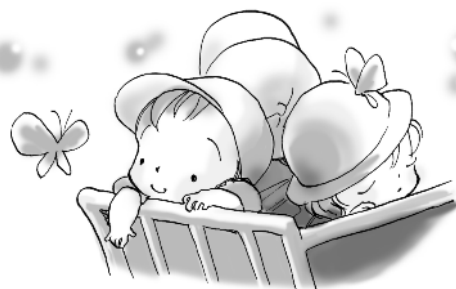


平成30年度 保育施設利用申込案内

この利用申込案内の配布以降に、追加で募集を行う保育施設等が生じた場合は、11月中旬頃に、追加情報を葛飾区公式ホームページ等でお知らせいたします。



目次

1 保育施設とは	2
2 保育の必要量と保育必要量（保育標準時間・保育短時間）について	2
3 平成30年度保育施設クラス編成表	4
4 申込み時の注意点について	4
5 心身に障害や疾病のあるお子さんの入園について	6
6 平成30年度4月入園児の募集について	7
7 育児休業明けの0歳児クラス予約入園について	8
8 平成30年5月～平成31年1月入園児の募集について（随時入園）	9
9 提出資料について	10
10 利用調整基準指数表	12
11 利用調整について	14
12 入園後の届出・手続き等	15
13 利用者負担額（保育料）について	16
14 利用者負担額（保育料）の決定に必要な手続きについて	17
15 利用者負担額（保育料）の減額・免除について	18
16 保育施設利用に関するQ & A	19
17 認定こども園	22
18 認可保育所・認定こども園のコアタイム・延長保育開始月齢一覧	23
19 地域型保育事業所	24
①家庭的保育事業所（保育ママ）	25
②小規模保育事業所	25
20 認証保育所（東京都独自制度）	28
21 その他の保育事業	30
①休日保育・一時保育	30
②定期利用保育	32
③病児保育・病後児保育	33
④訪問型保育	34
⑤緊急一時保育	34
22 認可外保育施設保育料の補助金について	35
23 保育アドバイザー	35
24 公立保育園園舎建替え等について	36
25 認可保育所の運営経費（参考）	37
26 認可保育所・認定こども園一覧	38
27 幼稚園の預かり保育について（参考）	40

葛飾区子育て支援部保育課入園相談係

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1(区役所 4階 401 子育て支援窓口)

TEL(代表)03(3695)1111 内線 2417・2418 (直通)03(5654)8278～9

FAX 03(5698)1533

葛飾区ホームページアドレス <http://www.city.katsushika.lg.jp/index.html>

*本冊子の作成時点では、平成31年という元号表記を使用しています。

葛飾区



1 保育施設とは

①認可保育所

保護者が仕事や病気等のために、ご家庭で保育できないお子さんを、保護者にかわって保育し、心身ともに健やかに育成することを目的とした施設です。公立と私立がありますが、どちらも国が定めた基準を満たして運営しています。

保育実施日は原則、月～土曜日(祝日・年末年始を除く)です。

②認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。3～5歳については、保護者の就労状況にかかわらずご利用いただけます。また、子育て支援の場も用意されていて、通園していなくても、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。保育実施日は原則、月～土曜日(祝日・年末年始を除く)です。 → 22ページ

③地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるように、少人数の単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。

→ 24～27ページ

(1)家庭的保育事業所(保育ママ)

3人から5人までを対象に家庭的な雰囲気の中で保育を実施しています。

保育実施日は原則、月～金曜日(祝日・年末年始を除く)です。

(2)小規模保育事業所

原則として19人までの小さな集団の中で、きめ細やかな保育を実施しています。

保育実施日は原則、月～土曜日(祝日・年末年始を除く)です。

2 保育の必要性と保育必要量(保育標準時間・保育短時間)について

①保育の必要性の認定について

保育施設の利用には、「保育の必要性の認定(支給認定)」が必要です。

支給認定申請と保育施設の利用の申込みは、同時に行うことができます。

支給認定を受けられた方には、区から支給認定証を交付します。

※支給認定証は、保育園等の入園を決定するものではありません。入所については、別途利用調整を行います。

すでに、支給認定証をお持ちの方は、保育施設の利用の申込みのみとなります。ただし、1号認定(教育利用)を受けている方は、再度2号認定の申請が必要となります。

●認定区分と利用施設等

認定区分	年齢区分	教育・保育提供時間		利用施設
1号認定	満3歳以上児	教育標準時間		幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上児	保育標準時間 (最大11時間)	保育短時間 (最大8時間)	認可保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満児	保育標準時間 (最大11時間)	保育短時間 (最大8時間)	認可保育所・認定こども園・家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所

②保育必要量(保育標準時間・保育短時間)について

保育必要量(提供時間)には「保育標準時間」と「保育短時間」があります。

保育提供時間は、月120時間(就労等の時間)を「保育標準時間」の認定の下限(「保育標準時間」と「保育短時間」の境)として、保育の必要量に応じて、「保育標準時間」では1日あたり最大11時間まで、「保育短時間」では1日あたり最大8時間までとなります。

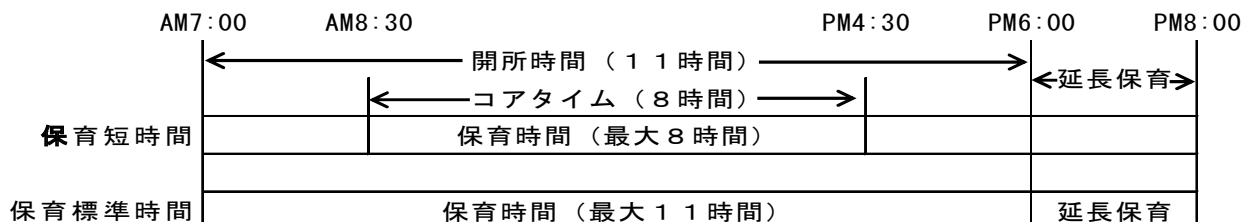
「保育短時間」と認定された場合でも、保育施設が定める保育時間帯(コアタイム)を超えて利用する場合は、原則「保育標準時間」となります。

【各保育施設が定めているコアタイム】

- ・公立認可保育所：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- ・私立認可保育所・認定こども園：各施設により異なります。詳しくは、23 ページをご覧ください。
- ・家庭的保育事業所：各施設により異なります。詳しくは、26 ページをご覧ください。
- ・小規模保育事業所：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(例) 以下の保育施設における保育時間の例

- ・開所時間 : 午前 7 時から午後 6 時まで
- ・コアタイム : 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- ・開所時間を超える延長保育 : 午後 6 時から午後 8 時まで



※短時間認定の方がコアタイムを過ぎると、超過料金をいただく場合もあります。

保育の必要性の事由	保育必要量	備考
就労	保育標準時間 又は 保育短時間	※就労の最低基準は、常態として月 48 時間(目安として週 3 日かつ日中 4 時間)以上働いている場合です。 ※育児休業中の方は、入園希望月の翌月 1 日までに復職できる場合に申込みできます。 <u>育児休業中の方で転園が決まった場合は、復職が必須になります。(但し、転居が理由の転園は除く。)</u>
妊娠・出産	保育標準時間	※お子さんが保育施設に在籍できる期間は、出産予定月をはさんで前後 2 か月(5 か月間)です。 ※出産休暇明けに復職を予定している場合は、就労の要件で申込むことができます。 ※詳しくは、20～21 ページ「16 保育施設利用に関するQ&A ～妊娠・出産・育児休業～」をご覧ください。
保護者の疾病・障害	保育標準時間 又は 保育短時間	
同居親族等の介護・看護	保育標準時間 又は 保育短時間	※別居している方を介護・看護している場合は、「申立書」に理由をご記入ください。
災害復旧	保育標準時間	
求職活動	保育短時間 (ただし、採用内定がある場合は就労に準じる。)	※入園後 3 か月以内に就労証明書の提出が必要です。 ※就労開始が確認できない場合は、退園していただくことがあります。
就学・職業訓練	保育標準時間 又は 保育短時間	※趣味の講座やカルチャースクール、スクーリングのない通信教育などは対象外です。 ※常態として月 48 時間(目安として週 3 日かつ日中 4 時間)以上学習に専念している場合です。
その他区長が認めた場合	保育標準時間 又は 保育短時間	

※実際お預かりする時間は、保護者の方との面談等を基に各保育施設が決定します。

3 平成 30 年度保育施設クラス編成表

保育施設は、4月1日現在の年齢でクラスが決まります。年度の途中で年齢が上がっても、年度末までは同じクラスです。平成 30 年度は下表のとおりです。

クラス	生年月日	(西暦)
0 歳児クラス	平成 29 年 4 月 2 日以降	(2017 年 4 月 2 日以降)
1 歳児クラス	平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日	(2016 年 4 月 2 日～2017 年 4 月 1 日)
2 歳児クラス	平成 27 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日	(2015 年 4 月 2 日～2016 年 4 月 1 日)
3 歳児クラス	平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日	(2014 年 4 月 2 日～2015 年 4 月 1 日)
4 歳児クラス	平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日	(2013 年 4 月 2 日～2014 年 4 月 1 日)
5 歳児クラス	平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日	(2012 年 4 月 2 日～2013 年 4 月 1 日)

4 申込み時の注意点について

(1)未出生児の申込みについて(認可保育所・認定こども園の4月入園のみ可。家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所・予約入園は未出生での申込みができません。)

4月入園希望で出産予定日が2月24日までの場合、未出生でも産休明け保育を実施している保育施設に申込みできます。ただし、利用調整の対象は、実際に2月3日までに出生した場合に限ります。

申込み後、2月5日までに保育課入園相談係へ

①お生まれになったことが分かる書類(出生届出済証の写し等)

②児童の健康状況申告書

③申請内容変更届に第1希望の保育施設名と保護者氏名を記入したもの

を提出して下さい。2月5日までに届出がない場合は、4月の利用調整の対象となりません。

(2)個人番号(マイナンバー)の記載等について

マイナンバー制度の導入に伴い、保育施設の入園を希望する方は、「支給認定申請書兼保育園等入園申込書」に個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、「番号確認」と「本人確認」が必要になりますので、以下の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類・・・申請者(保護者)の方のもの(以下のうち、いずれか1点)

・個人番号カード ・通知カード ・個人番号付きの住民票の写し

②本人確認に必要な書類・・・申請者(保護者)または代理で申請にいらした方のもの

(A)1点でよいもの(公的機関が発行した顔写真入りのもの)

・個人番号カード ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・在留カード 等

(B)2点必要なもの

・健康保険証 ・介護保険証 ・年金手帳 ・生活保護受給者証 ・税金等、公共料金の領収書 等

※郵送でお申込みされる方は、上記①及び②の書類の写しを同封してください。

(3)葛飾区外への申込み、葛飾区外からの申込み

《申込み前の確認事項》

希望先の市区町村に次の事項を確認してください。

その際、現在の住所がある自治体・転居予定等の状況を必ずお伝えください。

- ① 必要書類 ② 申込みの締切日 ③ 希望する保育施設の空き状況 ④ 申込みの注意点

《申込み方法》

A. 葛飾区民の方が区外の保育施設を希望する場合

	1. 転出予定あり	2. 転出予定なし
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 原則は葛飾区の申込み書類 ※自治体によっては転出先の書類を使用する場合がありますので、事前に転出先の自治体にご確認ください。 転出先の売買契約書や賃貸契約書の写し (入園希望月の前月末までの入居日が分かる書類) 平成29年度住民税課税(非課税)証明書 (※平成30年度4月から8月入所希望の場合) 平成30年度住民税課税(非課税)証明書 (※平成30年度9月から1月入所希望の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区の申込み書類
受付	葛飾区	
申込み締切り	希望先の市区町村の締切日 ※希望先の市区町村の締切日1週間前までに保育課入園相談係に書類を提出してください。	
選考	希望保育施設の自治体で行います	
結果通知	葛飾区から	
転出後の手続き	転出後、転入先の自治体で再度申込みが必要になります	

- 希望保育施設の自治体に転出予定がないと、選考において減算になる場合やお申込みできない場合があります。
※必ず事前に希望先の市区町村にお問い合わせください。

B. 葛飾区外にお住まいの方が葛飾区の保育施設を希望する場合

	1. 転入予定あり	2. 転入予定なし
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの自治体の申込み書類 葛飾区の書式による重要事項確認及び同意書 児童の健康状況申告書 (葛飾区のホームページからダウンロードできます) 葛飾区の転入先住所が確認できる売買契約書や賃貸契約書の写し(入園希望月の前月末までの入居日が分かる書類)、または同居確認書 他状況に応じて必要な提出書類(11ページを参照) 平成29年度住民税課税(非課税)証明書 (※平成30年度4月から8月入所希望の場合) 平成30年度住民税課税(非課税)証明書 (※平成30年度9月から1月入所希望の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの自治体の申込み書類 葛飾区の書式による重要事項確認及び同意書 児童の健康状況申告書 (葛飾区のホームページからダウンロードできます) ※父母のいずれかが求職中の場合は、申込みができません。
受付	現住所地の自治体	
申込み締切り	葛飾区の締切日 ※葛飾区の締切日1週間前までに現住所地の自治体に書類を提出してください。	
選考	葛飾区で行います	
結果通知	現住所地の自治体から	
転入後の手続き	葛飾区に転入後、葛飾区の申込書で再度申込み手続きが必要になります。	

- 葛飾区内に転入予定がない(転入することが分かる書類が添付されていない場合も含む)と、選考において減算の対象になる場合がございます。また、家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所は、転入予定のある方のみ申込みできます。この場合は、葛飾区に直接お申し込みください。
- 葛飾区内の保育施設は葛飾区民の利用が優先されますので、転入予定のない方につきましては、各年齢の定員に一定数以上の空きがある場合に限り利用調整を行います。詳細は葛飾区保育課入園相談係にお問い合わせください。
※転入予定のない方の4月入園申込みは2次募集からの受付となります。1次募集でお申込みいただくことはできません。
また、求職活動の要件は対象外となります。

5 心身に障害や疾病のあるお子さんの入園について

心身に障害のあるお子さんや通院治療中のお子さん等、配慮を要するお子さんも、集団保育が可能と判断した場合には、保育施設において集団保育し、健やかな発達を促します。

入園対象となるのは、集団保育が可能なお子さんに限ります。区が「集団保育が困難」と判断した場合には、入園できない場合があります。

●対象となるお子さん

保護者の就労等により保育の必要性があり、かつ、医療行為(与薬等を含む。)を必要としない集団保育が可能なお子さん

●入園の申込みについて

・障害のあるお子さんや、現在、慢性疾患などで通院中のお子さんの申込みは、「心身状況表」を申込書に併せて提出してください。

・長期(先天性疾患など)にわたって通院治療中及び経過観察を受けている場合は、病院の書式による「主治医の意見書」等を提出していただきます。意見書の内容が、入園の判断に必要なものになりますので、必ず申請書に添付していただきますようお願いいたします。(病院によっては、「診断書」や「指示書」等と呼ぶ場合もあります。状況が変わったときは、随時提出が必要です。)ご記入いただくにあたり、「主治医の意見書」には、以下の記載が必要事項となっております。

- 1 病名・障害(合併症・病歴 等)
- 2 現在の心身状況(通院状況・経過観察状況 等)
- 3 集団保育を行う環境での生活が可能なこと

〔 通園施設で気をつけなければいけないこととして、感染症の流行時の対応や体力、運動面等での配慮
生活や遊びの場面での配慮 等 〕

- 4 保育施設での医療行為、与薬の必要がないこと

・慢性疾患等のあるお子さんによっては、保護者にご相談の上、看護師・准看護師のいる保育施設をご紹介します。いただくことがあります。

・看護師・准看護師は、0歳児クラスのある保育施設に配置されていますので、38～39ページの認可保育所・認定子ども園一覧をご確認ください。

※申込みや提出書類についてご不明な点は、事前に保育課入園相談係にご相談ください。

●申込み後について

・入園の可否について利用調整にて判断しがたい場合は、利用調整前にお子さんが集団保育可能かどうかの面接(観察)をさせていただき、入園の可否を決定します。また、入園後、安全にお預かりするための配慮の有無についてお子さんの保育の様子等を観察させていただく場合があります。

・欠員があっても受け入れ体制が整わず、入園をお受けできない場合や入園希望の保育施設を調整させていただくこともあります。

・保育時間につきましては、お子さんの健康状況・保育施設の保育体制によって決めさせていただくことがあります。

・記入内容に事実と異なることが判明した場合は、入園できない場合があります。

6 平成30年度4月入園児の募集について

申込受付期間		受付場所
1次募集	平成29年11月24日(金)から12月8日(金)まで 午前8時30分から午後5時まで ※土・日を除く。 ※水曜日(11月29日、12月6日)は午後7時30分まで受付します。	葛飾区役所7階 701・702 会議室
	平成29年11月26日(日) 午前9時から正午まで	
	平成29年11月24日(金)から12月4日(月)まで 午前8時30分から午後5時まで ※土・日を除く。	認可保育所 認定こども園
2次募集	1次募集で定員を満たさなかった場合に限り募集します。実施については、2月中旬頃までに区公式ホームページ及び広報かつしかにてお知らせいたします。 平成30年2月19日(月)から2月23日(金)まで 午前8時30分から午後5時まで ※水曜日は午後7時30分まで受付します。	葛飾区役所4階401 子育て支援窓口

※家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所では申込みの受付は行っていません。

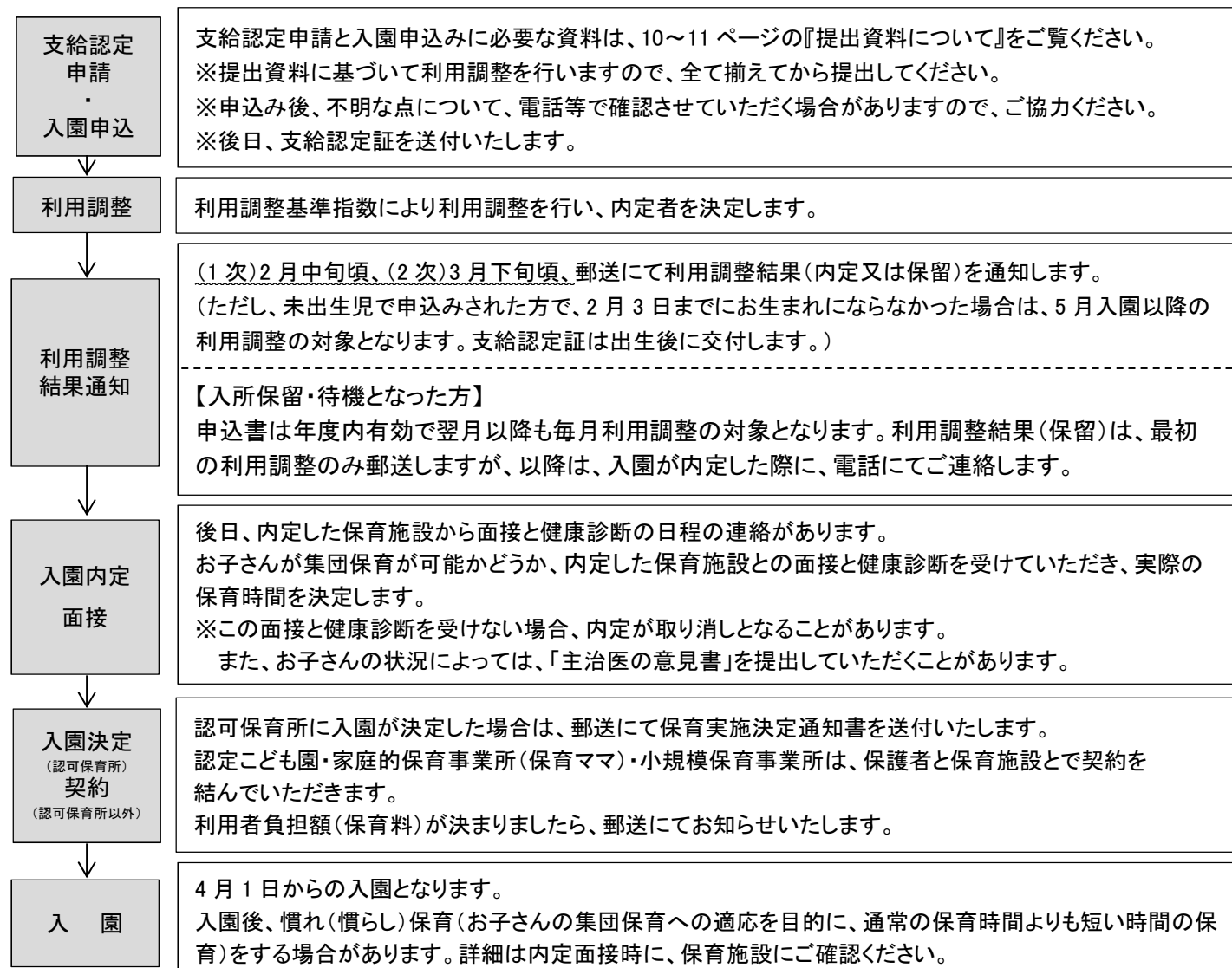
※郵送で申込むことも可能です。その場合は保育課入園相談係宛に送付してください(申込受付期間内必着)。

ただし、不足書類があった場合でも区から連絡はいたしませんので、必ず全ての書類が揃ったことをご確認のうえ、お申込みください。

※お申込みの際、マイナンバー記載に伴う書類の提示が必要になります。詳細は4ページ「個人番号(マイナンバー)の記載等について」をご覧ください。

以下に該当する場合は、対象のページをよくお読みいただいたうえでお申込みください。

- ・認定こども園・家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所を希望する場合…………… 22～27 ページ
- ・未出生児の申込みをする場合、葛飾区民で区外の保育施設の申込みをする場合、葛飾区外にお住まいの方で葛飾区の保育施設の申込みをする場合…………… 4～5 ページ



7 育児休業明けの0歳児クラス予約入園について

予約入園は、育児休業から職場復帰される時期に合わせて5月から10月までの入園を事前に内定し、安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰を目的とした制度です。

優先してその籍を確保するため、予約入園した年度内は、転園申込みはできません。また、予約入園内定後は、引越し等やむを得ない事情を除いては入園の辞退、変更はできませんので、あらかじめご了承ください。

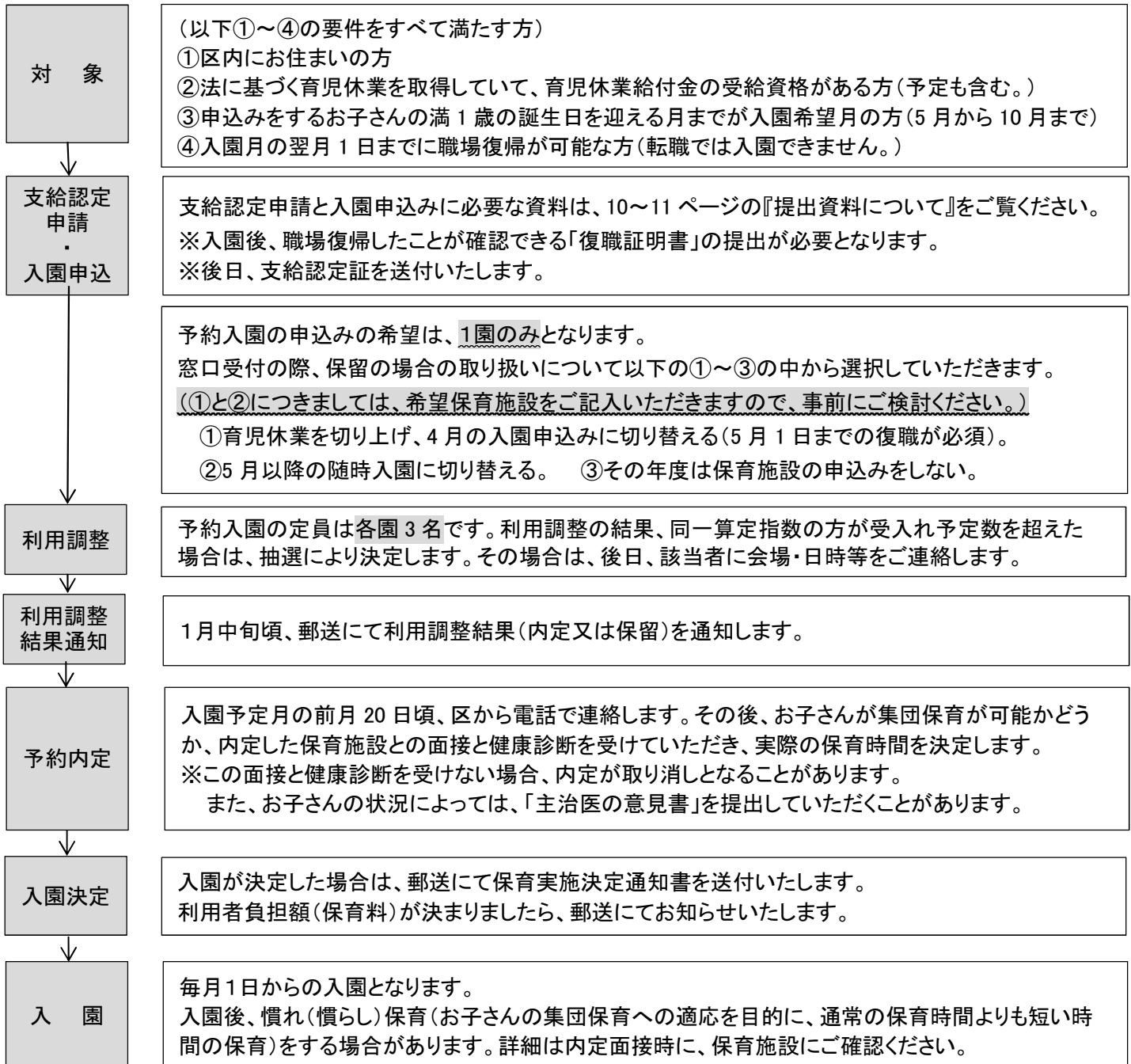
※予約入園を実施している認可保育所については、38～39ページの「認可保育所・認定こども園一覧」をご覧ください。

※4月入園と重複しての申込みや未出生児の申込みはできません。

申込受付期間	受付場所
平成29年11月24日(金)から12月8日(金)まで 午前8時30分から午後5時まで ※土・日を除く。※水曜日(11月29日、12月6日)は午後7時30分まで受付します。	葛飾区役所4階401 子育て支援窓口
平成29年11月26日(日) 午前9時から正午まで	

※郵送及び各保育施設では申込みの受付は行っていません。

※お申込みの際、マイナンバー記載に伴う書類の提示が必要になります。詳細は4ページ「個人番号(マイナンバー)の記載等について」をご覧ください。



8 平成30年5月～平成31年1月入園児の募集について（随時入園）

4月の一斉入園後、空きのある保育施設について随時入園児の募集を行います。

募集予定人数(空き状況)は、入園希望月の前々月25日頃に葛飾区役所4階401子育て支援窓口のほか、区公式ホームページでもお知らせします。ただし、平成30年5月随時入園に関しては、平成30年4月1日頃に募集予定人数(空き状況)をお知らせします。なお、平成31年2月・3月の随時入園児の募集はありません。

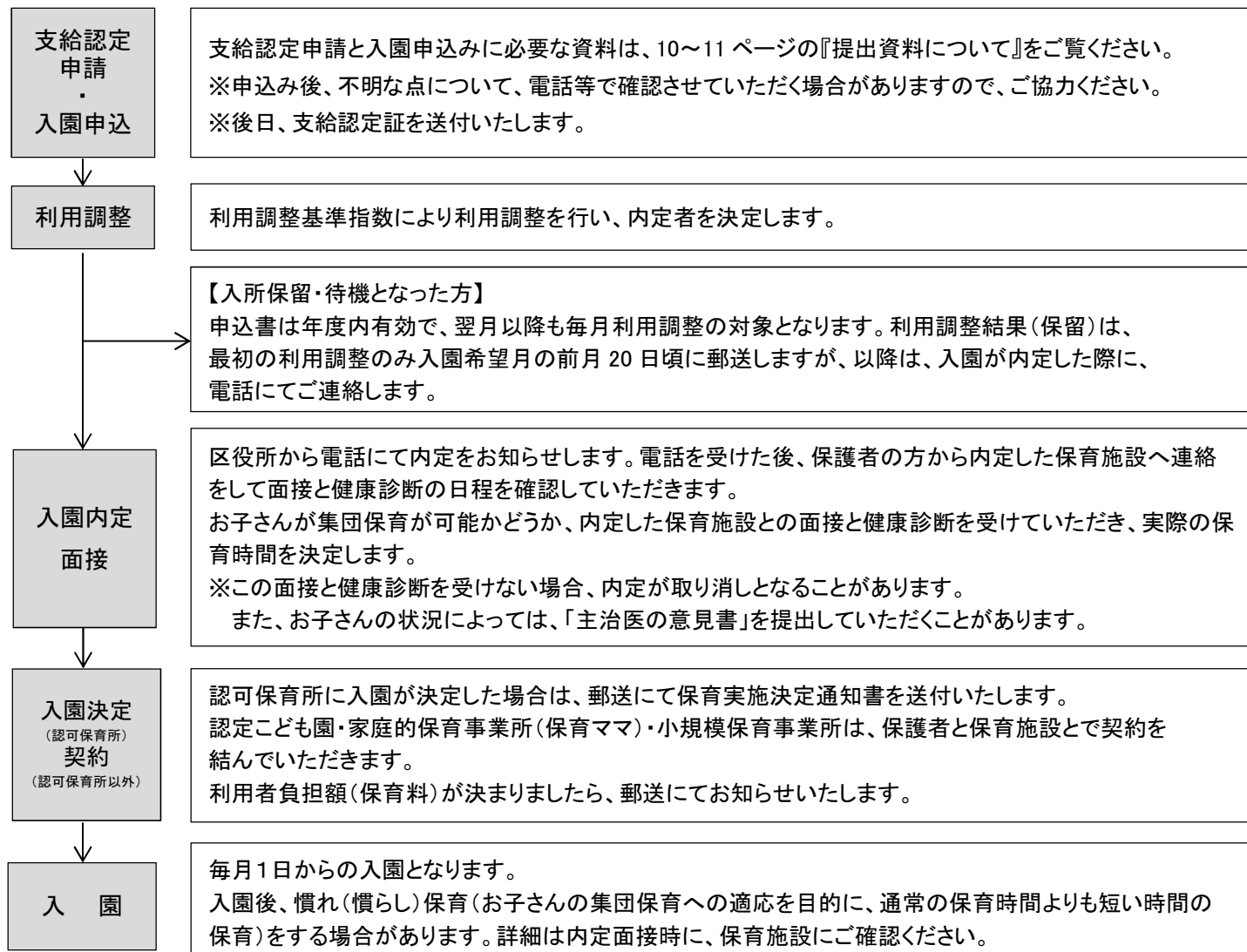
※4月入園の申込受付期間中は窓口が大変混雑するため、4月入園の申込受付期間中の随時入園の申込みはご遠慮願います。

申込締切	受付場所
入園希望月の前月10日 午後5時まで ※受付時間は月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで ※10日が閉庁日(土・日・祝日)の場合は、直前の平日まで ※公立保育所に提出する場合は5日まで(5日が閉庁日(土・日・祝日)の場合は、直前の平日まで)	葛飾区役所4階401 子育て支援窓口 及び公立保育所

※お申込みの際、マイナンバー記載に伴う書類の提示が必要になります。詳細は4ページ「個人番号(マイナンバー)の記載等について」をご覧ください。

以下に該当する場合は、対象のページをよくお読みいただいたうえでお申込みください。

- ・認定こども園・家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所を希望する場合 22～27ページ
- ・葛飾区民で区外の保育施設の申込みをする場合 5ページ
- ・葛飾区外にお住まいの方で葛飾区の保育施設の申込みをする場合 5ページ



9 提出資料について

支給認定申請と入園・転園の申込みにあたっては、以下の書類が必要となります。

申込書類は、葛飾区役所4階401子育て支援窓口で配布しているほか、区公式ホームページからもダウンロードできます。
一度提出された書類はお返しできません。控えが必要な場合は、提出前に必ずコピーをお取りください。

兄弟姉妹同時に申込みをする場合の書類は、一組で構いません(兄弟姉妹それぞれの分を揃える必要はありません。)

(1) 共通提出書類

① 支給認定申請書兼保育園等入園申込書

② 児童の健康状況申告書 (提出後、お子さんの健康状況に変化があった場合(病気治療中・入院治療中等、配慮を要する事情)は、改めて「児童の健康状況申告書」の提出が必要です。)

③ 重要事項確認及び同意書

これら3つの書類は、提出が必須となっておりますので、書類不足や不備の場合は、利用調整の対象となりません。

(2) 保育の必要性を確認するための資料

保育を必要としている状況を確認するための資料です。証明書類は申込日より3か月以内に発行されたものに限り、証明内容に虚偽があった場合は、入園内定を取消す場合があります。また、申込時の就労状況(勤務先・就労日数・勤務時間等)が入園後も継続するものとして利用調整するため、入園内定後又は入園時点で、転職等により就労状況に著しい変更があった場合は、内定取消または退園となる場合があります。申込み後、入園までに就労状況等に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

●必ず提出していただくもの

※ 父・母及び20歳以上65歳未満で、父母と同居所に居住する親族(内縁含む)の分も必要です。

詳細は20ページの「保育施設利用に関するQ&A」のQ14をご覧ください。

保育の必要性		必要な提出資料
就 労	外勤	「就労(採用内定)証明書<外勤用>」 育児休業取得中の方は、「就労(採用内定)証明書<外勤用>」及び 「育児休業取得証明書兼同意書」
	自営業・内職 (親族が経営主 の場合を含む)	「就労状況申告書<自営業・内職用>」 自営業の方は、直近の確定申告書(第一表・第二表)か源泉徴収票の写し または、仕事内容や資格がわかるもの(営業許可証、開業届等、開業していることが確認できるパンフレット、チラシ等の写し)
妊娠・出産		「申立書」及び「母子健康手帳(出産予定日の記載箇所)の写し」
疾病・障害		「申立書」及び「診断書(保育困難な状況が記載されていること)」又は各種手帳の写し
介護・看護		「申立書」及び「通院や介護の状況がわかる資料」
災害復旧		「申立書」及び「り災証明書」
求 職 活 動	内定有り	「就労(採用内定)証明書<外勤用>」又は「就労状況申告書<自営業・内職用>」
	内定無し	「申立書」及び求職活動を証明する資料(ハローワークカード、派遣登録証、不採用通知の写し等)
就学・職業訓練		「申立書」及び在学証明書と時間割の写し

●状況に応じて提出していただくもの(※保育施設の利用調整基準指数に調整加算される場合があります。)

世帯の状況	必要な提出資料	
生活保護世帯	「生活保護受給証明書」	
父母又は父母のひとりが不存在	「児童扶養手当証書」・「ひとり親医療証」・「児童育成手当認定通知書」のいずれかの写し。これらに該当しない場合は、「全部事項証明書(戸籍謄本)(親、子の分)の写し」及び「世帯状況確認書」	
父母のどちらかが3か月以上単身赴任	「単身赴任証明書」・「海外勤務証明書」 (期間・赴任先が明記されているもの) ※加算の対象になるのは、入園希望月以降もその状態が継続する場合に限ります。	
申込み児童を2か月以上認証保育所、認可外施設等(有償の施設・サービスに限る)に、継続的に週4日以上、一日6時間以上預けている場合	「受託証明書」(育児休業取得中の方は対象外)	
保護者または保護者と同一世帯に以下の手帳や手当等を所持・受給している方 「身体障害者手帳」・「愛の手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」・「特別児童扶養手当」・「障害基礎年金」	「該当する手帳・証書等の写し」	
求職中ではあるが、申込み時より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合	「離職票の写し」又は「給与明細書等の写し」	
平成29年1月1日現在区内に住所のなかった方	「平成29年度住民税課税(非課税)証明書」 海外に在住していた方は、「収入申告書」	正しい保育料の計算及び利用調整の同点順位判断の際に必要です。 詳細は17ページ「利用者負担額(保育料)の決定に必要な手続きについて」、14ページ「利用調整について」をご覧ください。
平成30年9月以降保育施設を新規に申し込む方は平成30年1月1日現在区内に住所のなかった方	「平成30年度住民税課税(非課税)証明書」 海外に在住していた方は、「収入申告書」	
引越し予定で区外の保育施設を希望する場合	引越し先の「売買契約書・賃貸契約書等の写し」 「平成29年度(平成30年度)住民税課税(非課税)証明書」等 転入先の区市町村によって必要書類が異なります。 事前に必ずご確認ください。	
認定こども園を希望する場合	「施設確認証明書」 詳細は22ページ「認定こども園」をご覧ください。	

(3) 育児休業明けの0歳児クラス予約入園の申込みには、上記の他に以下の書類が必要となります。

公共職業安定所(ハローワーク)の発行する

「育児休業給付受給資格確認通知書」又は「育児休業給付金支給決定通知書」の写し

公務員の方は、「育児休業取得証明書兼同意書」及び「健康保険証の写し」

※誕生日等の関係で、申込み時点でこれらの書類を提出できない場合は、平成30年3月30日(金)までに必ずご提出ください。

10 利用調整基準指数表

項	保護者の状況			基準指数		
	類型	細目				
1	居宅外で労働をすることを常態としている場合	(1) 1月の労働日数が20日以上 のとき。	1日の労働時間が8時間以上のとき。	20		
			1日の労働時間が6時間以上8時間未満のとき。	18		
			1日の労働時間が4時間以上6時間未満のとき。	15		
			1日の労働時間が4時間未満のとき。	14		
		(2) 1月の労働日数が16日以上 20日未満のとき。	1日の労働時間が8時間以上のとき。	18		
			1日の労働時間が6時間以上8時間未満のとき。	16		
			1日の労働時間が4時間以上6時間未満のとき。	14		
			1日の労働時間が4時間未満のとき。	13		
		(3) 1月の労働日数が12日以上 16日未満のとき。	1日の労働時間が8時間以上のとき。	16		
			1日の労働時間が6時間以上8時間未満のとき。	15		
			1日の労働時間が4時間以上6時間未満のとき。	13		
			1日の労働時間が4時間未満のとき。	12		
		(4) 1月の労働日数が12日未満のとき。		11		
		2	居宅内で日常の家事 以外の労働をすることを常態としている場合	(1) 自ら事業を営む者であるとき。	1日の労働時間が8時間以上であるとき。	20
					1日の労働時間が6時間以上8時間未満であるとき。	17
					1日の労働時間が4時間以上6時間未満であるとき。	14
1日の労働時間が4時間未満であるとき。	13					
(2) (1) の者と同居する者で、そ の事業者の事業に従事するとき。	(ア) 1月の労働日数が20日以上 のとき。			1日の労働時間が8時間以上のとき。	17	
				1日の労働時間が6時間以上8時間未満のとき。	15	
				1日の労働時間が4時間以上6時間未満のとき。	12	
				1日の労働時間が4時間未満のとき。	11	
	(イ) 1月の労働日数が16日以上 20日未満のとき。			1日の労働時間が8時間以上のとき。	15	
				1日の労働時間が6時間以上8時間未満のとき。	13	
				1日の労働時間が4時間以上6時間未満のとき。	11	
				1日の労働時間が4時間未満のとき。	10	
(ウ) 1月の労働日数が12日以上 16日未満のとき。	1日の労働時間が8時間以上のとき。			13		
	1日の労働時間が6時間以上8時間未満のとき。			12		
	1日の労働時間が4時間以上6時間未満のとき。			10		
	1日の労働時間が4時間未満のとき。			9		
(3) 内職を行うとき。	(エ) 1月の労働日数が12日未満であるとき。		8			
	内職による収入が月額25,000円以上のとき。		11			
	内職による収入が月額25,000円未満のとき。		10			
3	出産の場合	出産月の前後2月の期間内にあるとき。		13		
4	疾病にかかり、又は 負傷している場合	(1) 2月以上の入院をするとき又はその予定があるとき。		20		
		(2) 居宅内 で療養して いるとき。	(ア) 医師の指示により常時安静の状態であることを要するとき又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までに該当する程度であるとき。	20		
			(イ) (ア) に掲げる程度に至らないが、精神に障害を有することにより又は神経症により、保育に当たることができない状態にあると認められるとき。	18		
(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる場合に該当しないが、保育に当たることができないと認められるとき。	14					
5	身体に障害を有して いる場合	(1) 身体障害者手帳1級から2級又は愛の手帳1度から3度までに該当する程度であるとき。		20		
		(2) 身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度に該当する程度であるとき。		18		
		(3) (1) 又は (2) に掲げる程度に至らないが、保育に当たることができないと認められるとき。		14		
6	介護又は看護を行う 場合	(1) 病院、施設等に入院又は入所して いる者の介護又は看護を行うとき。	(ア) 常時付添いが必要であるとき。	17		
			(イ) 医師の指示により付添いが必要であるとき（(ア) に規定するときを除く。）。	10		
		(2) (1) 以外の者の介護又は看護 を行うとき。	(ア) 要介護認定3から5まで、身体障害者手帳が1級から2級又は愛の手帳1度から2度に該当する程度であるとき。	17		
			(イ) 要介護認定1から2、身体障害者手帳が3級又は愛の手帳3度から4度に該当する程度であるとき。	15		
(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる程度に至らないとき。		12				
7	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たる場合			20		
8	求職活動をしている 場合	(1) 就職が内定しているとき。	(ア) 1月の労働日数が20日以上 のとき	1日の労働時間が8時間以上であるとき。	10	
				1日の労働時間が6時間以上8時間未満であるとき。	9	
				1日の労働時間が4時間以上6時間未満であるとき。	8	
				1日の労働時間が4時間未満であるとき。	7	
			(イ) 1月の労働日数が16日以上 20日未満のとき	1日の労働時間が8時間以上であるとき。	9	
				1日の労働時間が6時間以上8時間未満であるとき。	8	
				1日の労働時間が4時間以上6時間未満であるとき。	7	
				1日の労働時間が4時間未満であるとき。	6	
			(ウ) 1月の労働日数が12日以上 16日未満のとき	1日の労働時間が8時間以上であるとき。	8	
				1日の労働時間が6時間以上8時間未満であるとき。	7	
(エ) 1月の労働日数が12日未満のとき。	1日の労働時間が4時間以上6時間未満であるとき。	6				
	1日の労働時間が4時間未満であるとき。	5				
(2) 就職が内定していないとき。		4				
9	学校、職業訓練施設 等に通学又は通所を している場合	(1) 1月に通学又は通所をしている日数が20日以上 のとき。		17		
		(2) 1月に通学又は通所をしている日数が16日以上 20日未満のとき。		15		
		(3) 1月に通学又は通所をしている日数が12日以上 16日未満のとき。		13		
		(4) 1月に通学又は通所をしている日数が12日未満 のとき。		10		
		(5) 通学又は通所することが内定しているとき。		7		
10	1の項から9の項までに規定する場合を除き、保育に当たることができないと区長が認める場合					

調整指数表

(1) 加算指数

(注)加算及び減算の重複は可とする。ただし5、6、7、8、9、10の重複は不可。

番号	条件	指数
1	生活保護世帯（A階層）で収入の拡大につながる就労の証明が提出された場合	3
2	ひとり親世帯	5
3	父母の両方が不存在の場合	1
4	父母のいずれかが3か月以上単身赴任している世帯	1
5	入園申込み児童を2か月以上認証保育所、認可外施設等（有償の施設・サービスに限る）に、継続的に週4日以上、一日6時間以上で、入園月の前月まで預けている場合 *申込み時に育児休業取得中の方は対象外	2
6	入園申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで、立石駅前保育園、3歳児以上のクラスがない認証保育所に預けている場合	3
7	入園申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで、家庭的保育事業所(保育ママ)、小規模保育事業所に預けている場合	10
8	入園申込み児童が終了予定の区内の保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に在籍しており、終了までその保育施設に預けている場合	10
9	兄弟姉妹(ただし、卒園児を除く)が在園している保育施設に新規入園又は転園申込みをした場合	2
10	保護者が申込み時点既に就労していて、兄弟姉妹を揃えるための転園申込みをした場合	3
11	入園申込み児童が双生児以上である場合	1
12	平成30年度中継続して家庭的保育事業所(保育ママ)の利用を希望する場合	3
13	保護者が身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持していて、かつ就労している場合	1
14	個人単位 保護者が求職中ではあるが、申込時より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合 (離職票、給与明細書等で確認できる場合)	1

※12については新制度移行による経過措置

(2) 減算指数

番号	条件	指数
15	世帯単位 20歳以上65歳未満で父母と同居所に居住する親族（内縁含む）が求職中や保育にあたれない要件が確認できない場合	-3
16	世帯単位 過去6か月以上利用者負担額（保育料）の滞納がある世帯（納付誓約どおり履行している場合を除く）	-10
17	世帯単位 過去6か月未満利用者負担額（保育料）の滞納がある世帯及び納付誓約どおり履行している滞納がある世帯	-5
18	個人単位 区外在住者（転入予定を除く）で勤務地が葛飾区内	-2
19	個人単位 区外在住者（転入予定を除く）で勤務地が葛飾区外	-4
20	個人単位 就労実績が1か月に満たない場合（就労実績未記入の場合を含む）	-2

【申込み中の変更事項について】

以下のような場合は、利用調整に影響することがありますので、速やかに届出してください。「変更届」・「就労証明書」の用紙は、葛飾区役所4階401子育て支援窓口及び各保育施設で用意しています。また、区公式ホームページからもダウンロードできます。

変更の内容	必要な提出資料
住所が変わったとき	「変更届」
勤務先が決まった又は変わったとき	「変更届」及び「就労(採用内定)証明書」
就労を開始したとき	「就労(採用内定)証明書」
就労を開始して1か月以上たったとき	「就労(採用内定)証明書」等(就労実績が記載された証明書又は給与明細書の写し)
世帯員の増減のあった場合	「変更届」及び変更内容がわかる資料
その他、家庭の状況に変化のあったとき	「変更届」及び変更内容がわかる資料
入園を希望する保育施設を変更したいとき	「希望保育園等変更届」
入園申込みを取り下げたいとき	「保育園等入園辞退・取下届」(任意様式でも可)

11 利用調整について

保護者やご家族の方の就労状況や病気・心身の障害の程度、家庭の状況等を確認し、保育の必要性の高いお子さんから入園を内定します。

利用調整にあたっては、まず提出された書類をもとに『利用調整基準指数表』(12 ページ)から保護者のそれぞれの状況をあてはめ、その合計をその世帯の「基準指数」とします。保護者が一人のときはその方の「基準指数」に「20」を加算したものが「基準指数」となります。保護者の保育の必要性が2つ以上ある場合は、主たる事由が「基準指数」となります。

「就労」を事由とした申込みをする場合は、勤務条件や勤務実績等を確認し、「基準指数」を決定します。

「基準指数」に「調整指数」を加算・減算したものが「算定指数」となり、この「算定指数」の高いお子さんから入園を内定します。

「基準指数」+「調整指数」=「算定指数」

↓

利用調整の際に用います。

「算定指数」が同点の場合は、以下の優先順位で入園を内定します。

優先順位	同点時の優先項目
1	入園申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで立石駅前保育園、地域型保育事業所(家庭的保育事業所、小規模保育事業所等)に預けている世帯【※1】
2	基準指数の高い世帯
3	兄弟姉妹が同時に新規申込みをしている世帯(引越等による遠距離解消のための転園を含む)【※2】
4	新規申込みの世帯(引越等による遠距離解消のための転園を含む)
5	申込み児童に障害がある世帯(各種手帳の交付を受けている場合に限る)
6	保護者が、区内の保育施設(学童保育クラブを含む)で正規職員として勤務している(予定も含む)世帯【※3】
7	利用を希望する保育施設の希望順位の高い世帯
8	階層が低い世帯(同一階層の場合は、住民税所得割額の低い世帯)【※4】
9	保育料の滞納がない世帯
10	過去に入所を辞退していない世帯【※5】

【※1】 卒園後の受け入れ先が確保されている場合を除く

【※2】 遠距離とは、自宅からおおむね半径2キロメートルを超える場合

【※3】 保育施設とは、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所(保育ママ)、小規模保育事業所、認証保育所、幼稚園(長時間預かり保育実施園に限る)、認可外保育施設(都の指導監督基準を満たしたベビーホテル)、学童保育クラブを含む

【※4】 必要な税資料の提出がない場合は、最高階層として選考する

【※5】 29年度以前の辞退は対象外



12 入園後の届出・手続き等

以下のような家庭状況等の変更があった場合は、速やかに届出をしてください。各種届出用紙は、葛飾区役所 4 階 401 子育て支援窓口で配布しているほか、区公式ホームページからもダウンロードできます。「変更届」・「就労証明書」の用紙は、各保育施設で用意しています。

翌年度以降の保育施設の継続入園については、毎年 10～11 月に希望調査を行います。継続して保育の必要性を満たしていることを確認するための資料等を、提出期限内に提出してください。これらの資料の提出がない場合は、保育の必要性が確認できませんので退園となることもあります。

また、理由なく 2 か月以上登園が無い場合は退園となります。

変更の内容	必要な提出資料			
	変更届	就労証明書	退園届	その他
区内で住所が変わったとき	○			※区民事務所か戸籍住民課で手続きが必要です。
勤務先が変わったとき	○	○		
勤務先が決まったとき	○	○		
保育施設を辞めるとき			○	
葛飾区外に引っ越しをするとき			○	※認可保育所・認定こども園は、葛飾区外に転出後引き続き入園を希望される場合、別途、転出(引越し)先の区市町村からの入園手続きが必要です。詳しくは、保育課入園相談係あてにご相談ください。 ※家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所は、葛飾区外に転出された場合、原則退園となります。
世帯員の増減があったとき	○			全部事項証明書(戸籍謄本)の写し
産前産後休暇をとるとき	○			母子健康手帳(出産予定日の記載箇所)の写し
育児休業をとるとき				育児休業取得証明書兼同意書
育児休業が終了し復帰したとき				復職証明書
支給認定変更をするとき (標準時間⇔短時間)				支給認定申請書(変更) ※利用中の保育施設へ提出してください。 ※原則、支給認定変更は申請の翌月からとなります。

13 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、住民税をもとに算定します。毎年9月が利用者負担額（保育料）の切替時期となり、平成30年4月～8月は平成29年度分の住民税、平成30年9月～平成31年3月は平成30年度分の住民税をもとに利用者負担額（保育料）を決定します。

階層	住民税額	保育料(月額:単位円)					
		3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯、里親世帯	0	0	0	0	0	0
B	住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1	住民税均等割のみ	1,900	1,700	1,300	1,200	1,300	1,200
C2	住民税所得割 5,000円未満	2,400	2,100	2,000	1,700	2,000	1,700
C3	5,000円以上15,000円未満	3,100	2,700	2,700	2,300	2,600	2,300
D1	15,000円以上44,400円未満	6,700	5,700	5,600	4,800	5,600	4,800
D2	44,400円以上52,700円未満	8,300	7,100	7,300	6,300	7,200	6,200
D3	52,700円以上61,000円未満	9,400	8,000	9,300	8,000	9,200	7,900
D4	61,000円以上79,000円未満	15,000	12,800	10,900	9,300	10,800	9,200
D5	79,000円以上97,000円未満	19,100	16,300	12,700	10,800	12,600	10,800
D6	97,000円以上115,000円未満	21,500	18,300	14,300	12,200	14,200	12,100
D7	115,000円以上135,000円未満	23,600	20,100	15,800	13,500	15,700	13,400
D8	135,000円以上155,000円未満	25,500	21,700	17,000	14,500	16,900	14,400
D9	155,000円以上175,000円未満	27,500	23,400	18,200	15,500	18,000	15,300
D10	175,000円以上200,000円未満	29,200	24,900	19,500	16,600	18,000	15,300
D11	200,000円以上225,000円未満	31,000	26,400	20,700	17,600	18,000	15,300
D12	225,000円以上250,000円未満	32,500	27,700	21,600	18,400	18,000	15,300
D13	250,000円以上275,000円未満	34,200	29,100	22,600	19,300	18,000	15,300
D14	275,000円以上300,000円未満	35,700	30,400	22,600	19,300	18,000	15,300
D15	300,000円以上325,000円未満	37,200	31,700	22,600	19,300	18,000	15,300
D16	325,000円以上350,000円未満	38,500	32,800	22,600	19,300	18,000	15,300
D17	350,000円以上375,000円未満	40,000	34,000	22,600	19,300	18,000	15,300
D18	375,000円以上400,000円未満	43,400	36,900	22,600	19,300	18,000	15,300
D19	400,000円以上450,000円未満	48,900	41,600	22,600	19,300	18,000	15,300
D20	450,000円以上500,000円未満	53,700	45,700	22,600	19,300	18,000	15,300
D21	500,000円以上	57,500	48,900	22,600	19,300	18,000	15,300

(注1)住民税所得割は、区民税所得割をいいます。

(注2)利用者負担額(保育料)算定に使う住民税は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除を適用する前の額です。

(注3)第2子は半額(百円未満切り上げ)、第3子以降は無料です。詳しくは、18ページをご覧ください。

(注4)延長保育の利用にあたっては別途料金がかかります。公立保育所は保育料金の約1割(2時間延長は約2割)、私立保育所については各施設にお問い合わせください。

14 利用者負担額（保育料）の決定に必要な手続きについて

利用者負担額(保育料)は、平成30年4月～8月分は平成29年度の父母の住民税、平成30年9月～平成31年3月分は平成30年度の父母の住民税をもとに決定します。以下を確認の上、必要な手続きをおこなってください。

●平成30年4月～8月分の保育料決定にかかる手続き

住民登録の有無	申告の有無	保育料決定に必要な手続き	期限
平成29年1月1日時点で、葛飾区に住民登録あり	申告あり	手続きは必要ございません。	平成29年12月28日(木)
	申告なし	葛飾区役所3階321 税務課窓口で平成29年度の住民税申告をしたのち、葛飾区役所4階401 子育て支援窓口へ連絡してください。	
平成29年1月1日時点で、葛飾区に住民登録なし	申告あり	「住民税決定通知書」又は平成29年1月1日時点で住民登録があった区市町村発行の「住民税課税(非課税)証明書」を提出してください(写し可)。海外に在住していた方は、「収入申告書」を提出してください。	
	申告なし		

●平成30年9月～平成31年3月分の保育料決定にかかる手続き

住民登録の有無	申告の有無	保育料決定に必要な手続き	期限
平成30年1月1日時点で、葛飾区に住民登録あり	申告あり	手続きは必要ございません。	平成30年7月13日(金)
	申告なし	葛飾区役所3階321 税務課窓口で平成30年度の住民税申告をしたのち、葛飾区役所4階401 子育て支援窓口へ連絡してください。	
平成30年1月1日時点で、葛飾区に住民登録なし	申告あり	「住民税決定通知書」又は平成30年1月1日時点で住民登録があった区市町村発行の「住民税課税(非課税)証明書」を提出してください(写し可)。	
	申告なし		

※住民税が未申告の場合や税資料が不足している場合は、正しい保育料計算ができないため、暫定的に最高額(D21 階層)で保育料を決定いたします。

※保育料は原則父母の住民税により決定いたしますが、父母のいずれも非課税で、かつ、生計を一にする同居者(祖父母等の親族)がある場合には、同居者の住民税で決定することがあります。

※「住民税課税(非課税)証明書」は、児童手当等別の窓口で提出いただいている場合でも、保育料決定のために改めて入園相談係への提出が必要となります(写し可)。児童手当等の窓口へご提出をされる場合は、事前に写しを取っておいてください。

利用者負担額(保育料)納入方法について

(1) 認可保育所

認可保育所に在園の方は、保育料を区に納めていただきます。支払方法は原則口座振替となります(毎月末の引落としとなります)。入園が内定しましたら、別途「葛飾区口座振替(自動払込)依頼書」をお渡します。入園の前月中にお手続きを完了してください。なお、依頼されてから口座振替が開始するまで、1～2か月ほどかかりますので、口座振替が開始する旨の通知が届くまでは、納付書による支払いをお願いします。

(2) 認定こども園・家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所

認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所に在園の方は、保育料を直接各施設に納めていただきます。納入方法につきましては、各施設に直接お問い合わせください。

(3) 未納がある場合

保育料の未納がある場合は、児童手当からの特別徴収の実施や財産の差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。

15 利用者負担額（保育料）の減額・免除について

(1) 多子世帯に対する負担軽減 <原則申請不要・(2) の減額と重複して適用可>

対象世帯 中学3年生までの兄弟がいる多子世帯 ※所得の制限はありません

減額内容 第2子は保育料の50%を減額、第3子以降は無料

(2) 利用者負担額(保育料)の減額

以下の事由に該当する方は、事前に申請することにより保育料を減額できる場合があります。原則、申請書を提出された翌月から適用となりますが、入園月と保育料の切替月(9月)に申請書を提出された場合は、当月から適用となります。

申請方法 入園後、「保育料等減額申請書」に必要資料等を添付して、保育課入園相談係へ提出してください。

※ 2つ以上の事由による減額はできません。

減額理由		必要な提出資料等	適用期間
①	出産したとき	母子健康手帳（出生届出済証明のページ）の写し等	1歳に達するまで （最長12か月）
②	前年度か今年度の世帯の住民税が免除になったとき又は今年度の世帯の住民税が非課税になったとき	住民税非課税証明書	年度末又は保育料切替月まで
③	その年に災害・盗難等により損害を受けたとき	り災証明書、盗難届等	
④	その年に相当額の医療費を要したとき	医療費支払領収書	
⑤	世帯の直近3か月の平均月収が前年（1～8月分は前前年）の平均月収（賞与等を除く）より1割以上少なくなったとき	父母それぞれの直近3か月の給与明細書と前年（又は前前年）の賞与金額の確認できる資料	3か月 ※3か月以上事由が続いている場合、 <u>保育料切替月は、再度申請が必要です。</u>
⑥	主たる働き手が失業したとき	離職票・退職証明書等及び退職所得源泉徴収票	失業した月の翌月から3か月
⑦	同一世帯に次のような方がいるとき（保育実施児童を除く） ・身体障害者（児）身体障害者手帳1・2級 ・知的障害者（児）愛の手帳1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳1～3級	各手帳の写し	当該状況にある期間 （最長年度末まで）
⑧	同一世帯に次の条件をすべて満たすお子さんがいるとき ・認証保育所等で保育されていること（一時保育を除く。） ・認可保育所、認定こども園、小規模保育又は保育ママの入所待機となっていること。 ・認可保育所等の保育料以上の月額料金を施設等に支払っていること。	受託証明書等	

(①は平成29年4月1日、③④は平成30年1月1日以降の原因によるもの)

(3) みなし寡婦(夫)控除の適用

婚姻歴のないひとり親世帯で、税法上、寡婦(夫)控除を受けることができない場合、申請により控除があったものとみなして保育料を計算します(計算結果により保育料に変更がない場合があります。)

「世帯状況確認書」及び「全部事項証明書(戸籍謄本)」(写し可)を添えて申請してください。

(4) 利用者負担額(保育料)の免除

保育施設に通園しているお子さんが病気やケガで1か月以上(月初めから月末まで)通園できないときはその月の保育料が免除となります(※事前の申請が必要です。)なお、保護者の都合によるものは対象となりません。

申請方法 該当月の前月末日までに、「保育停止申請書」に「診断書(または、病状・入院期間がわかるもの)」を添付して提出してください。

免除期間 2か月が限度です。それ以上の期間通園できない場合は、原則として退園となります。

※平成29年9月1日時点での内容を記載しているため、今後変更となる場合があります。

16 保育施設利用に関する Q&A

～保育施設の申込み～

Q1 : 申込みをすれば必ず入園できますか？入園は先着順ですか？

A1 : 申込み人数が募集人数を超えた場合は利用調整を行うため、入園できないこともあります。先着順ではありません。待機期間など入園待ちの実績も考慮しません。利用調整は要件書類のみで行い、保育の必要性の高い方から内定します。また、嘆願書等を提出いただいても利用調整に影響はありません。

Q2 : 兄弟姉妹で同時に申込みました。必ず同時に同園へ入園できますか？ひとりしか入園できないことはありますか？

A2 : 兄弟同時申込みの場合、必ず同時に同園へ入園できる保証はありません。例えば、「同時同園」が条件で、兄弟が別々の保育園であれば入園できる場合、兄弟ともに入園が保留されます。また、「ひとり可」の条件を選択した場合、兄弟のうち一人のみ入園となる可能性があります。兄弟のうち一人のみ入園となり、就労が要件で育児休業取得中の場合は、入園月の翌月1日までに復職が必要です。入園条件については十分にご検討ください。

Q3 : 入園できなかった場合は、毎月申込みないといけませんか？

A3 : 申込書は申込みをされた年度の1月入園利用調整分まで有効となり、再度の申込みは不要です(2、3月は調整を行いません)。入園できなかった場合は、申込月の初回のみ保留の通知書を送付し、翌月以降は入園内定時のみ電話連絡します。なお、平成31年4月からは、年度が変わりますので、平成31年度新規申込みが必要です。

Q4 : 募集予定がある保育施設しか申込みできませんか？希望順位は利用調整に影響しますか？

A4 : 急な退園等によって、空きが発生することもありますので募集予定がなくても申込みはできます。また、「第1希望のみだから有利」ということはありません。ただし、利用調整において複数人の指数が同点になったときは、希望順位は同点時の優先項目となっています。

Q5 : 家業を手伝っていますが、給料をもらっていません。保育施設の入園申込みはできますか？

A5 : 入園の申込みはできますが、仕事の状況や実績等を確認し利用調整を行いますので、指数に差が出る場合があります。また、原則、「労働」とは賃金を伴うものと考えるため、給料が発生しない場合は支給認定の「就労」の要件とはならず、「求職活動」として認定されます。入園後は要件を満たすために給料が発生する形での就労等が必要です。

Q6 : 保育を必要とする事由(就労と介護など)が二つ以上ある場合は、どのように指数が決まりますか？

A6 : 事由が二つ以上ある場合は、主たる事由を「基準指数」とし、複数の事由に対する指数を加算することはありません。

Q7 : 提出資料が申込み締切日に間に合いません。後日でも提出できますか？

A7 : 算定指数(基準指数、調整指数)の基準日となる日付は、受付締切日です。締切日までに提出された書類に基づき、利用調整を行います。締切日以降に提出された書類は、翌月の利用調整より反映します。

Q8 : 入園内定後に辞退することはできますか？

A8 : 『保育園等入園辞退・取下届』を提出することで内定を辞退することはできますが、その後の利用調整において優先度が下がり、不利になる場合があります。また、内定を辞退した方が再度入園を希望する場合は、新規申込みが必要です。その際、特段の理由がない限り、その年度において内定を辞退した保育施設を再度希望することはできません。

Q9 : 転園の申込みを検討しています。提出書類は何が必要ですか？

A9 : 転園申込みは新規で保育施設利用申込みをすることと同様に、10～11ページに記載されている提出書類を揃えて提出していただく必要があります。在園中の提出済み書類を申込書類に転用することはできません。

Q10 : 転園の申込みをしました。転園内定の連絡をもらった段階で内定を辞退することはできますか？

A10 : 内定を辞退することはできますが、在園中の保育施設には、転園が内定した段階で次に入園する方が決まっているため、戻ることができません。在園中の保育施設は退園となります。

Q11 : 認定こども園に1号認定として在籍しています。2号認定として利用したい場合、手続きはどのようにすればよいですか？

A11 : 1号認定から2号認定に変更したい場合、新規の申込み同様、申込書類一式を申込締切日までに区に提出する必要があります。利用調整により、保育の必要性の高い方から入園を内定します。

Q12 : 保育施設を見学することはできますか？

A12 : すべての保育施設(新規開設園を除く)で見学することができます。認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所(保育ママ)は申込みしていただくに当たり、事前見学が必須となります。保育施設により保育方針に特徴をもっていたり、園服等の費用がかかったりすることもありますので、是非見学をしてください。見学日については、事前に各保育施設にお問い合わせください。

Q13 : 申込みをしましたが、その後保育園に入れなくてもいい状況になりました。手続きは何か必要ですか。

A13 : 一度申込みをすると、その後は毎月利用調整の対象となります。したがって、保育園に入園する必要がなくなったときは、速やかに『保育園等入園辞退・取下届』を区にご提出ください。

Q14 : 同住所に親族が住んでいますが、同居ではありません。証明書は必要ですか？

A14 : 同居、別居に関わらず、20歳から65歳までの同住所(例:○丁目■番◇号が同じ)に居住する親族(内縁含む)は、保育の必要性を証明する書類の提出が必要になります。集合住宅で部屋番号が違う場合も同様となります。

Q15 : 今年葛飾区へ転入してきました。課税(非課税)証明書は必要になりますか？

A15 : 利用調整において、指数が同点になった場合、保育料の階層で比較することになるため、課税(非課税)証明書の提出が必要になります。未提出の場合、最高階層とみなします。
また、入園申請児童の親が非課税世帯の場合、同居親族(同一生計)の課税(非課税)証明書が必要です。同居親族が平成29年より前から葛飾区在住の場合は提出不要です。同住所に居住していても同一生計でないことを証するためには、光熱水費が世帯別に契約されていることがわかる書類(請求書、領収書等)を提出する必要があります。

～認可保育園のこと～

Q16 : 私立保育園と公立保育園は何が違うのですか？

A16 : 公立保育園は区が、私立保育園は社会福祉法人、株式会社等が設置・運営しています。どちらも国が定めた基準を満たして運営しています。利用者負担額(保育料)も同じです。
ただし、私立保育園はそれぞれ運営方針や延長保育料の設定に異なる部分があるため、詳細については希望される保育園へ直接お問い合わせください。

Q17 : 子どもが食物アレルギーです。給食はどうなりますか？

A17 : 児童のアレルギー疾患には、医師の判断に基づいた配慮や管理をしておりますが、重度のアレルギーや信仰上の理由等対応できない場合には、ご家庭でお弁当のお願いをすることもありますのでご了承ください。
※お弁当等持参いただいた場合も利用者負担額(保育料)の減額や返金はありません。

Q18 : 入園後に慣れ(慣らし)保育はありますか？慣れ(慣らし)保育期間中の保育料はどうなりますか？

A18 : 慣れ(慣らし)保育は入園する児童の年齢や園により異なりますので、各施設に確認してください。なお、慣れ(慣らし)保育の期間中、通常より短い保育時間になっても、利用者負担額(保育料)の変更はありません。

～妊娠・出産・育児休業～

新規申込みの方

Q19 : 育児休業取得中に復職予定で申込みをしましたが、入園後に元の職場に復職できなかった場合はどうなりますか？

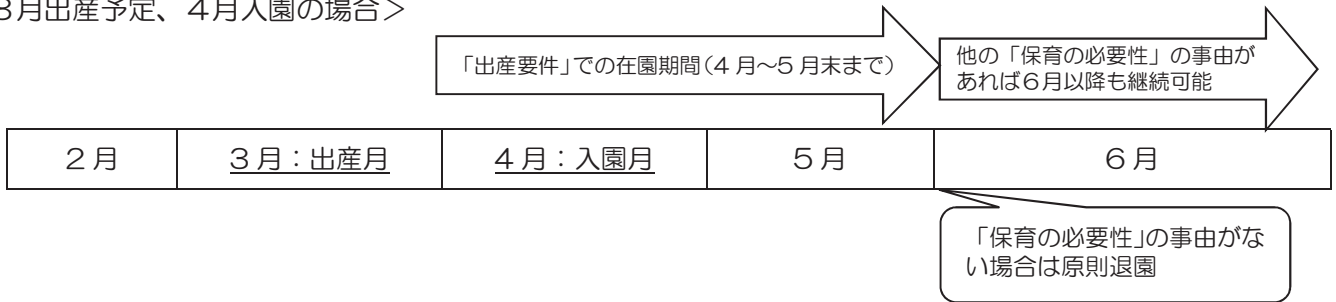
A19 : 育児休業取得中の方については、入園した月の翌月1日までの復職を条件としています。元の職場に復職ができない、又はしていないと、保育の必要性がなくなったとみなし、原則、入園内定・決定の取り消し又は退園となります。なお、復職とは、入園申込み時に提出された『就労証明書』に記載の勤務先に復職することであり、転職は復職にあたりません。



Q20 : 出産を予定しています。利用調整と入園後の在園期間(支給認定期間)はどのようになりますか？

A20 : 入園希望月の前後 2 か月以内に出産予定がある場合は、「出産要件」での利用調整(12 ページの「利用調整基準指数表」参照)となり、在園期間(支給認定期間)は、出産月の 2 か月後までとなります。期間終了後も、引き続き入園を希望する場合は、保育の必要性の事由(2 ページの「保育の必要性と保育必要量(保育標準時間・保育短時間)」について)参照)に該当する必要があります。事前に保育課入園相談係へご相談ください。

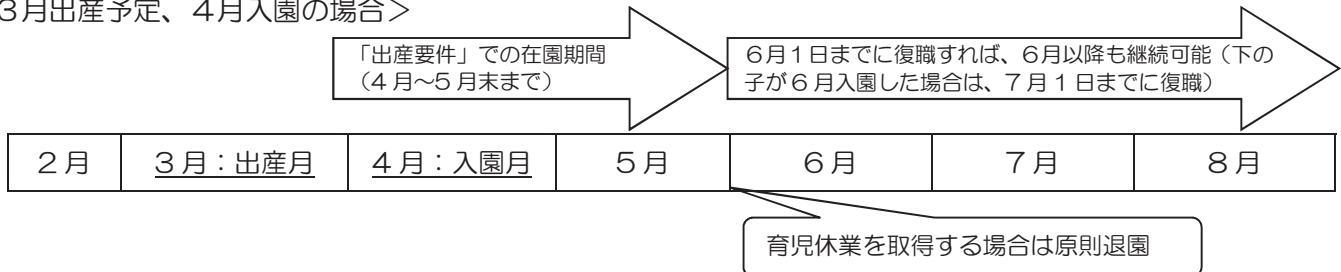
< 3月出産予定、4月入園の場合 >



※ 出産予定はあるが、産前産後休暇後に復職を予定している場合

入園希望月の前後 2 か月以内に出産予定がある場合でも、就労証明書で母の継続的な就労の確認ができる場合は、「就労要件」での利用調整となります。ただし、出産月の2か月後の翌月1日までに復職が必要です。産前産後休暇終了後、引き続き育児休業を取得する場合は、出産月の2か月後で原則退園となります。

< 3月出産予定、4月入園の場合 >



Q21 : 派遣社員として就労していて、育児休業明けに派遣元企業から仕事を紹介される予定です。産前産後休暇取得前の派遣先企業へ復職できるかわからない場合、就労証明書の勤務先はどのように書いてもらえば良いですか？また、派遣社員で就労している場合に気を付けなければいけないことはありますか？

A21 : 就労証明書は、産前産後休暇を取得するまで就労していた派遣先企業での就労実績をご記入いただき、ご提出をお願いしています。また、復職した場合は派遣元の復職証明書が必要です。

部署の異動・派遣先の変更はかまいませんが、勤務条件は産前産後休暇取得前と同等以上が必要になります。派遣元が変わるなど、転職は復職にあたらなないのでご注意ください。

在園中の方

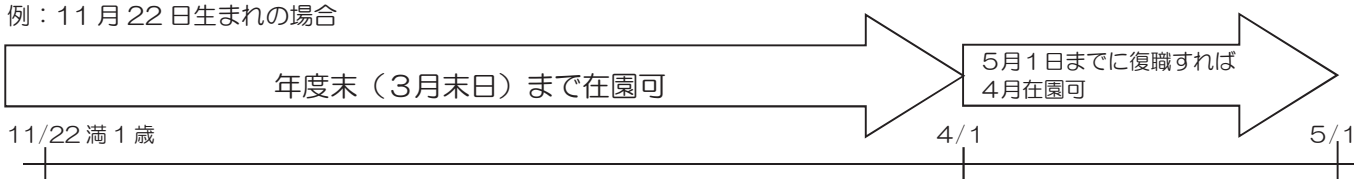
Q22 : 妊娠・出産を機に退職します。上の子が在園中ですが、退園しなければいけませんか？

A22 : 出産の予定月をはさんで前後 2 か月(5 か月間)は、出産要件により在園できます。出産要件による在園期間が過ぎて保育の必要性がなくなった場合は、退園となります。

Q23 : 出産後に育児休業を取得します。上の子は退園しなければいけませんか？

A23 : 育児休業を理由に継続入園できるのは、就労先で育児・介護休業法、その他の法律に基づく育児休業を取得できる場合に限りです。この場合、上のお子さんが在園できる期間は、原則として生まれたお子さんが満1歳に達した年度末(3月末日)までとなり、4月1日までに復職が必要です。ただし、下のお子さんが翌年度の4月に入園した場合は、下のお子さんの在園要件に合わせ、5月1日までに復職が必要です。この期間を超えて育児休業を取得される場合は、上のお子さんは退園となります。再度入園を希望される場合は、新規申込みが必要です。育児休業の取得が決まったときには、『育児休業取得証明書兼同意書』を提出してください。

例：11月22日生まれの場合



Q24 : 現在、育児休業を取得しています。上の子の転園の申込みはできますか？

A24 : 育児休業取得中の方も転園の申込みはできますが、転園した場合は新規申込みと同じ扱いになるため、転園月の翌月1日までに復職が必要です。(引越等による遠距離解消のための転園を除く)

17 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

保育を希望する場合(2号認定・3号認定)は、区において保育の必要性の認定及び利用調整を行いますので、区へお申込みください。葛飾区外にお住まいの方は、お住まいの区市町村を通して申込みをしてください。認定こども園に1号認定として在籍している児童も、2号認定として保育を希望する場合は、同様に申込みが必要です。

満3歳以上で、幼児教育を希望する場合(1号認定)は、申込み方法など直接各施設にお問い合わせください。

2号認定・3号認定の利用調整は区で行いますが、利用調整結果の通知後、認定こども園と保護者で直接契約していただくことになります。

区が定める利用者負担額(保育料)のほか、認定こども園が定める上乗せ徴収・実費徴収等が発生する場合があります。

制度の仕組みと発生する費用についてご理解いただくために、必ず事前に希望する認定こども園を見学、又は園が開催する説明会に参加し、説明を受けてください。

説明会の日程等については、直接各施設にお問い合わせください。

なお、説明を受けた後に園から発行される「施設確認証明書」を、入園申込書に必ず添付してください。添付不備の場合、説明を受けたことが確認できないため、利用調整の対象外となることがあります。

認定こども園一覧 (4園)

(平成29年9月1日現在)

施設名	住所	電話番号	定員									合計	0歳児 保育
			3号認定			2号認定			1号認定				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳		
認定こども園 葛飾二葉幼稚園	金町 2-19-6	3607-2800	9	24	30	30	30	30	90	90	90	423	産休 明け
認定こども園 金町幼稚園	金町 4-10-14	3600-6490	—	6	15	15	15	15	31	31	33	161	—
認定こども園 葛飾みどり	鎌倉 1-21-9	5876-8282	7	12	12	15	15	15	40	45	45	206	産休 明け
認定こども園 まどか幼稚園	東新小岩 7-2-8	3692-8073	3	6	12	12	12	12	108	108	108	381	産休 明け

※「産休明け」は、産後56日を経過した翌月1日から保育します。

18 認可保育所・認定こども園のコアタイム・延長保育開始月齢一覧

地域	施設名	コアタイム	延長保育開始月齢 (●ヶ月目～)	備考
水元	あおぞら水元保育園	8:30~16:30	12か月	
	徳育保育園	8:30~16:30	7か月	
	徳育保育園分園	8:30~16:30		
	さかえ保育園	8:30~16:30	延長保育未実施	
	そあ保育園	8:30~16:30	15か月	応相談
	こぼとの森保育園	8:30~16:30	3か月	
	にじいろ保育園南水元	8:30~16:30	3か月	
金町・東金町	水元保育園	8:30~16:30	13か月	
	認定こども園葛飾二葉幼稚園	8:30~16:30	1歳児クラス以上	
	認定こども園金町幼稚園	8:00~16:00	1歳児クラス以上	
	かなまち虹保育園	8:30~16:30	13か月	
	京成金町プチ・クレイシュ	8:30~16:30	7か月	
	金町駅前さくらんぼ保育園	8:30~16:30	90日	
	金町ひまわり保育園	8:30~16:30	5か月	
	金町どんぐり保育園	8:30~16:30	1歳児クラス以上	土曜日延長保育なし
	東かなまち保育園	8:30~16:30	3か月	
新宿・柴又	金町保育園分園	9:00~17:00	6か月	
	金町保育園	8:30~16:30	6か月	
	山王保育園	8:30~16:30	延長保育未実施	
	トレジャーキッズにいじゅく保育園	8:30~16:30	7か月	
	新宿保育園	8:30~16:30	13か月	
	北野保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
	柴又学園	8:30~16:30	13か月	
高砂・鎌倉	まなびの森保育園新柴又	8:30~16:30	7か月	
	ひかり学園	8:45~16:45	延長保育未実施	
	【H30.8開園】 あい・あい保育園 高砂園	8:30~16:30	13か月	1歳の誕生日より可
	さぼろ保育園	8:30~16:30	11か月	
	たかさこ保育園	8:30~16:30	13か月	応相談
	東中川保育園	8:30~16:30	13か月	
	認定こども園葛飾みどり	0~2歳 8:00~16:00 3~5歳 9:00~17:00	1歳児クラス以上	
亀有・白鳥	鎌倉保育園	8:30~16:30	13か月	1歳の誕生日より可
	ひまわり保育園	8:30~16:30	5か月	
	日の出保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
	まなびの森保育園亀有	8:30~16:30	7か月	
	さくら学園保育所	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
	亀有保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
	亀有りりおっこ保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
四つ木・堀切	亀有保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
	葛飾学園	8:30~16:30	12か月	1歳の誕生日より可
	にじいろ保育園西亀有	8:30~16:30	3か月	
	砂原保育園	8:30~16:30	15か月	
	白鳥ふたば保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
	ベネッセ 四ツ木保育園	9:00~17:00	13か月	
	四つ木なかよし保育園	9:00~17:00	13か月	
立石・青戸・東四つ木	ういず堀切菖蒲園駅前保育園	9:00~17:00	13か月	
	黎明保育園	8:45~16:45	13か月	
	かつしか堀切保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児(要面接)
	だけのご第2保育園	8:30~16:30	13か月	
	そらまめ保育園 お花茶屋駅前	8:00~16:00	6か月	
	本田こひつじ保育園	8:30~16:30	13か月	1歳の誕生日より可
	立石いろは保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了前の場合は応相談
新小岩・奥戸	かつしか風の子保育園	8:30~16:30	6か月	
	ほっぺるランド東立石	8:30~16:30	1歳児クラス以上	離乳食完了児
	東立石こひつじ保育園	8:30~16:30	13か月	1歳の誕生日より可
	キャンディパーク保育園2号	8:00~16:00	13か月	
	キャンディパーク保育園2号分園	8:00~16:00		
	さゆり保育園	8:30~16:30	13か月	
	青戸福祉保育園	8:30~16:30	6か月	
	青戸もも保育園	8:30~16:30	6か月	
	太陽の子青戸中央保育園	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
	こはるび保育園	8:30~16:30	13か月	
	こひつじ保育園	8:30~16:30	13か月	1歳の誕生日より可
かみこまつ保育園	8:30~16:30	13か月		
新小岩・奥戸	グローバルキッズ東新小岩園	8:30~16:30	13か月	1歳の誕生日より可
	認定こども園まどか幼稚園	8:30~16:30	13か月	
	うらら保育園	8:30~16:30	13か月	1歳の誕生日より可
	ほっぺるランド西新小岩	8:30~16:30	13か月	離乳食完了児
	ゆめの樹保育園しんこいわ	8:00~16:00	1歳児クラス以上	
	奥戸保育園	8:30~16:30	3か月	
	グローバルキッズ奥戸園	8:30~16:30	13か月	

※この表は平成30年3月1日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

※公立認可保育所のコアタイムは午前8時30分から午後4時30分までで、延長保育は満1歳から実施しています。

※延長保育の曜日等については、各施設にお問い合わせください。

19 地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる地域型保育事業として、区内には家庭的保育事業所(保育ママ)と小規模保育事業所があります。どちらも少人数の単位で0~2歳のお子さんを預かる事業です。

【申込・利用調整・利用者負担額(保育料)】

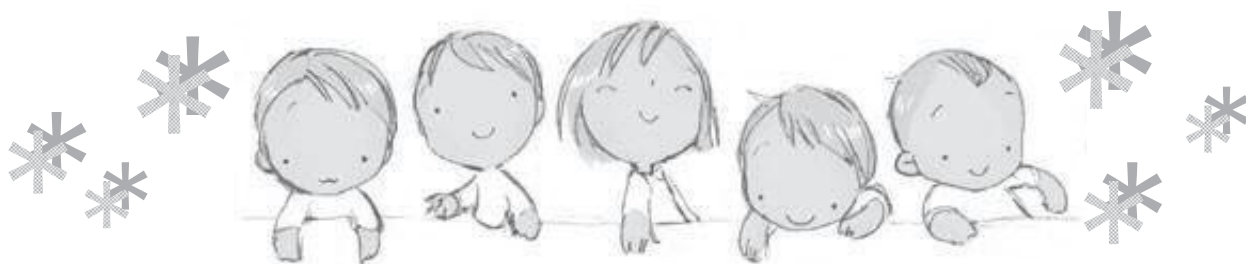
- ・区において保育の必要性の認定及び利用調整を行いますので、区へ申込みをしてください。
- ・利用調整は区で行いますが、利用調整結果の通知後、事業所と保護者で契約していただくことになります。
- ・葛飾区外にお住まいの方は、転入予定のある方のみ申込みできます。

5 ページの「4 申込み時の注意点について(3) 葛飾区外への申込み、葛飾区外からの申込み」をご覧ください。

申込みの前にあらかじめ事業所との面接が必要となります。

希望する事業所に電話予約のうえ、「児童の健康状況申告書」を持ってお子さんと共に訪問してください。

- ・家庭的保育事業所(保育ママ)・小規模保育事業所に入所している方が、葛飾区外に転出された場合は、原則退園となります。
- ・利用者負担額(保育料)については、16 ページの「利用者負担額(保育料)について」をご覧ください。
- ・3 歳児以降の保育は新規申し込みが必要です。



19-① 家庭的保育事業所（保育ママ）

資格や経験のある家庭的保育事業者が保育者の自宅等でお子さんを保育します。定員は、3～5名です。

【保育の対象】

区内在住の0歳（産後42日を経過した翌月1日）から3歳未満（平成27年4月2日生まれ以降）までのお子さん。
3歳に達した年度の3月31日までお預かりします。

※ 食物アレルギー等で除去食対応が必要なおさんは、お預かりできない場合があります。

【保育時間】

保育時間は、原則8時間です。開所時間やコアタイムは、事業者によって異なります。

（26ページ「家庭的保育事業所（保育ママ）一覧」をご覧ください。）

開所時間中でコアタイムを超えて保育を利用する場合は、原則保育標準時間認定を受けていただきます。保育短時間認定の方がコアタイムを超えて利用する場合は、延長料金が発生します。

また、家庭的保育事業所によって、延長料金が発生する時間や料金などが異なりますので、詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

【保育ができない日】

土曜日（一部の家庭的保育事業所は保育が可能です）・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

上記以外に家庭的保育事業所で保育ができない日があります。（詳細は各家庭的保育事業所にお尋ねください。）

※ 申込みにあたって、平成31年3月末まで継続して家庭的保育事業所に入所を希望する場合は、調整指数の加算の対象になります。

19-② 小規模保育事業所

原則として19人までの小さな集団の中で、きめ細やかな保育を実施しています。

【保育の対象】

区内在住の0歳（原則、産後56日を経過した翌月1日）から3歳未満（平成27年4月2日生まれ以降）までのお子さん。
3歳に達した年度の3月31日までお預かりします。

【保育時間】

保育時間は、事業所により異なります。コアタイムは、午前8時30分から午後4時30分までです。

コアタイムを超えて保育する場合は、原則保育標準時間認定を受けていただきます。

11時間を超えて利用する場合は、延長料金が発生します。料金は各事業所が定めています。

※一部の小規模保育事業所では土曜日の保育がありません。



家庭的保育事業所(保育ママ)一覧

(平成 30 年 3 月 1 日現在)

	地域	事業所名	所在地	電話番号	開所時間 (コアタイム)	定員	土曜 保育
1	水元	加藤保育室	水元 3-21-20 池田マンション 102	5699 - 8817	8:00 ~ 16:00 (8:00 ~ 16:00)	3	—
2		竹村保育ルーム	水元 5-10-18 小島ハイツ 101	5876 - 4718	8:00 ~ 16:00 (8:00 ~ 16:00)	3	—
3		岡本保育室	南水元 2-29-13	3600 - 2490	8:30 ~ 16:30 (8:30 ~ 16:30)	3	—
4	金町	関谷保育ルーム	金町 4-5-5 102 号室 (平成 30 年 4 月から)	5699 - 3870 (平成 30 年 3 月末まで)	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 16:00)	3	—
5		入倉保育室	東金町 3-16-7 山田ビル 1F	6327 - 0473	8:00 ~ 18:00 (8:00 ~ 16:00)	5	—
6		田中保育室	東金町 2-12-6-108	5660 - 6383	8:00 ~ 18:00 (8:00 ~ 16:00)	5	—
7	鎌倉	渡辺保育ルーム	鎌倉 3-52-5	3671 - 8451	8:30 ~ 16:30 (8:30 ~ 16:30)	3	—
8	堀切・小菅	戸島保育室 おひさま	堀切 1-25-20	3693 - 6110	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 16:00)	5	—
9		高橋保育ルーム ひまわりっこ	堀切 2-54-5	3694 - 9205	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 16:00)	3	—
10		中里保育ルーム ままちゃんち	堀切 6-1-25	3604 - 7028	8:00 ~ 17:30 (8:00 ~ 16:00)	5	—
11		中山保育ルーム みらい	小菅 1-24-3	3601 - 1052	8:00 ~ 16:00 (8:00 ~ 16:00)	4	—
12	亀有	大竹保育室「こころ」	亀有 5-40-8 芝園ビル 1 階	6310 - 1632	8:00 ~ 17:00 (8:30 ~ 16:30)	5	有
13	白鳥	のぶさわ保育ルーム NIJI	白鳥 2-16-21-201	6315 - 0719	8:00 ~ 16:00 (8:00 ~ 16:00)	4	—
14	立石	浜口保育ルーム	立石 8-1-15	3691 - 9926	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 16:00)	5	—
15		池上保育ルーム 「ひよこ」	東立石 3-6-13 (平成 30 年 4 月から)	3695-5537(4 月 から 5654-7602)	8:00 ~ 17:00 (8:30 ~ 16:30)	5	—
16		いのうえ保育ルーム シャイン	東立石 4-23-5 レジデンス立石 102	080-5458-4118	8:00 ~ 17:00 (8:30 ~ 16:30)	3	—
17	四つ木	石井保育ルーム Smile	東四つ木 3-14-8	5698 - 6025	8:00 ~ 17:00 (8:30 ~ 16:30)	5	—
18	新小岩	家庭的保育室 唐澤	東新小岩 3-8-1-110 UR アーバンライフ東新小岩	3692 - 6241	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 16:00)	5	—
19		つちしお保育ルーム リトル・ミー	東新小岩 3-1-11 ユネックスヒルズ 1 階	080-6532-7413	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 16:00)	5	有

※この定員は、平成 30 年 4 月 1 日の予定数です。

小規模保育事業所一覧

(平成 29 年 9 月 1 日現在)

※A型とは、配置基準で定められた保育従事者がすべて有資格者である施設です。

施設名 【運営法人】	住所 問い合わせ先	保育時間 (延長保育時間)	定員			0歳児 保育	土曜 保育
			0歳	1歳	2歳		
トゥインクル保育園<A型> 【(株)トゥインクルナーサリー】	東金町1-13-7 5876-6247	7:00 ~ 18:00 (18:00 ~ 20:00)	3	8	8	産休明け	有
キャンディパーク保育園3号 <A型> 【(株)カラバ】	青戸2-7-10 6657-7423	7:00 ~ 18:00 —	2	8	9	産休明け	有
青戸ひだまり保育園<A型> 【社会福祉法人厚生福祉会】	青戸3-10-5 6231-2561	7:00 ~ 18:00 (18:00 ~ 20:00)	2	7	7	産休明け	有
ひなた青戸保育園<A型> 【(株)ハッピーストーリー】	青戸3-17-16 6231-2099	7:15 ~ 18:15 (18:15 ~ 20:15)	3	8	8	産休明け	有
平成30年4月開所予定 青鳩ともだち保育園<A型> 【学校法人山崎文化学園】	青戸5-29 3602-0810 (開設までの連絡先)	7:30 ~ 18:30 —	3	8	8	10か月	—
森のなかま保育園亀有ルーム <A型> 【シンリツ(株)】	亀有3-10-19 アーバンテラス亀有1階 3602-9455	7:15 ~ 18:15 (18:15 ~ 19:15)	3	6	6	産休明け	有
亀有サニーキッズ保育園<A型> 【Sunny Smile(株)】	亀有5-19-7 5849-3281	7:15 ~ 18:15 (18:15 ~ 19:15)	3	8	8	産休明け	有
エンジェルキッズ亀有園<A型> 【(株)セリオ】	亀有3-29-1 リリオ式番館207 6662-7607	7:30 ~ 18:30 (18:30 ~ 19:30)	3	8	8	産休明け	有
平成30年4月開所予定 MIL CRAN KID'S(ミル クラン キッズ)<A型> 【学校法人宇田川学園】	東堀切1-6 3690-0096 (開設までの連絡先)	7:00 ~ 18:00 (18:00 ~ 19:00)	3	8	8	8か月	—
平成30年4月開所予定 新小岩ちぐさ保育園<A型> 【学校法人ちぐさ学園】	東新小岩1-13-6 3696-4519 (開設までの連絡先)	7:30 ~ 18:00 (18:00 ~ 19:00)	3	8	8	6か月	有
Petit WAKAKUSA Crèche (プテ ィワカクサクレッシュ)<A型> 【学校法人清田学園】	東新小岩5-6-14 5671-0415	7:30 ~ 18:30 —	3	7	7	6か月	—
新小岩保育室「結(ゆい)」<A型> 【NPO法人ワーカーズコープ】	東新小岩5-16-2 5654-6100	8:00 ~ 19:00 —	—	6	6	—	有
新小岩さくら保育園<A型> 【NPO法人J&CUnion】	新小岩1-42-10 090-5308-6788	7:15 ~ 18:15 —	6	6	7	産休明け	有
ぶれあ保育園・新小岩<A型> 【キッズブレア(株)】	西新小岩1-2-4 5654-7866	7:15 ~ 18:15 (18:15 ~ 19:15)	3	8	8	産休明け	有

※この定員は、平成30年4月1日の予定数です。

20 認証保育所（東京都独自制度）

東京都独自の基準を満たした保育施設を東京都が認証し、公費で助成を行っています。

※葛飾区では、現在、認証保育所の認可保育所への移行支援事業を実施しています。一部の認証保育所は、今後、認可保育所に移行することがあります。

【保育の対象】

都内在住の小学校就学前のお子さん

【保育時間】

開始時刻は午前6時半～7時半、終了時刻は午後8時～10時、開所時間は13～15時間で、施設によって異なりますので、直接各施設にお問い合わせください。

月極めの入園の他、一時保育事業を実施している施設もあります。

【申込・選考方法・保育料】

申込み・選考方法・保育料等は、施設によって異なります。詳しくは、直接各施設にお問い合わせください。

認証保育所一覧（11園）

（平成30年3月1日現在）

施設名	住所	電話番号	定員						0歳児 保育
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	計	
都市型保育園 ポポラー東京金町園	金町6-2-1-2F	3826-6060	3	11	11	2	3	30	57日
エデュケアセンターかなまち	金町6-4-2-2F	3627-5004	6	10	6	3歳以上 で10		32	57日
亀有プチ・クレイシュ	亀有3-10-2-2F	3602-4899	5	7	9	6	11	38	3か月
ぼけっとランド亀有	亀有3-29-1-204	5650-3166	8	10	12	—	—	30	57日
どんぐり保育園	西亀有1-26-9	3602-4735	6	6	6	4	8	30	43日
たけのこ保育園	堀切8-5-9	3602-5122	4	10	10	8	8	40	43日
あっぷるキッズ青戸園	青戸3-32-3-2F	3601-4133	6	9	9	2	4	30	43日
キャンディパーク保育園	青戸6-1-13-5F	3838-6383	9	17	14	0	0	40	6か月
アイキッズ認証保育園	東新小岩3-1-16	5654-7171	3	12	10	5	0	30	57日
めぐみ保育園	東新小岩4-17-9	3692-9597	1	3	12	5	10	31	43日
めぐみナーサリー	東新小岩1-13-1	5654-9917	6	7	7	—	—	20	43日

※この定員は、平成30年4月1日の予定数です。

【認証保育所保育料の助成について】

1 保育料助成

対 象：区内在住で、月160時間以上利用する月極め契約されている方
区外の認証保育所(都内に限る)をご利用の方も対象となります。

助 成 額：入所されるお子さん一人あたり(月額)

施設が定めた月額保育料が 40,000円以下…20,000円

40,001円以上…保育料の50%助成

(月30,000円を限度、100円未満切り捨て)

※他の保育施設を併用される場合は、対象となりません。

2 多子世帯利用者負担(保育料)軽減

①第2子軽減：中学校3年生までの兄・姉1人以上を有する世帯に助成

施設が定めた保育料の50%助成(月35,000円を限度、100円未満切り捨て)

※「1 保育料助成」と比べて補助額が高い方を適用します。

同額の場合、「1 保育料助成」を適用します。

②第3子軽減：中学校3年生までの兄・姉2人以上を有する世帯に助成

月50,000円を限度に月額保育料を助成します。

3 手続き方法

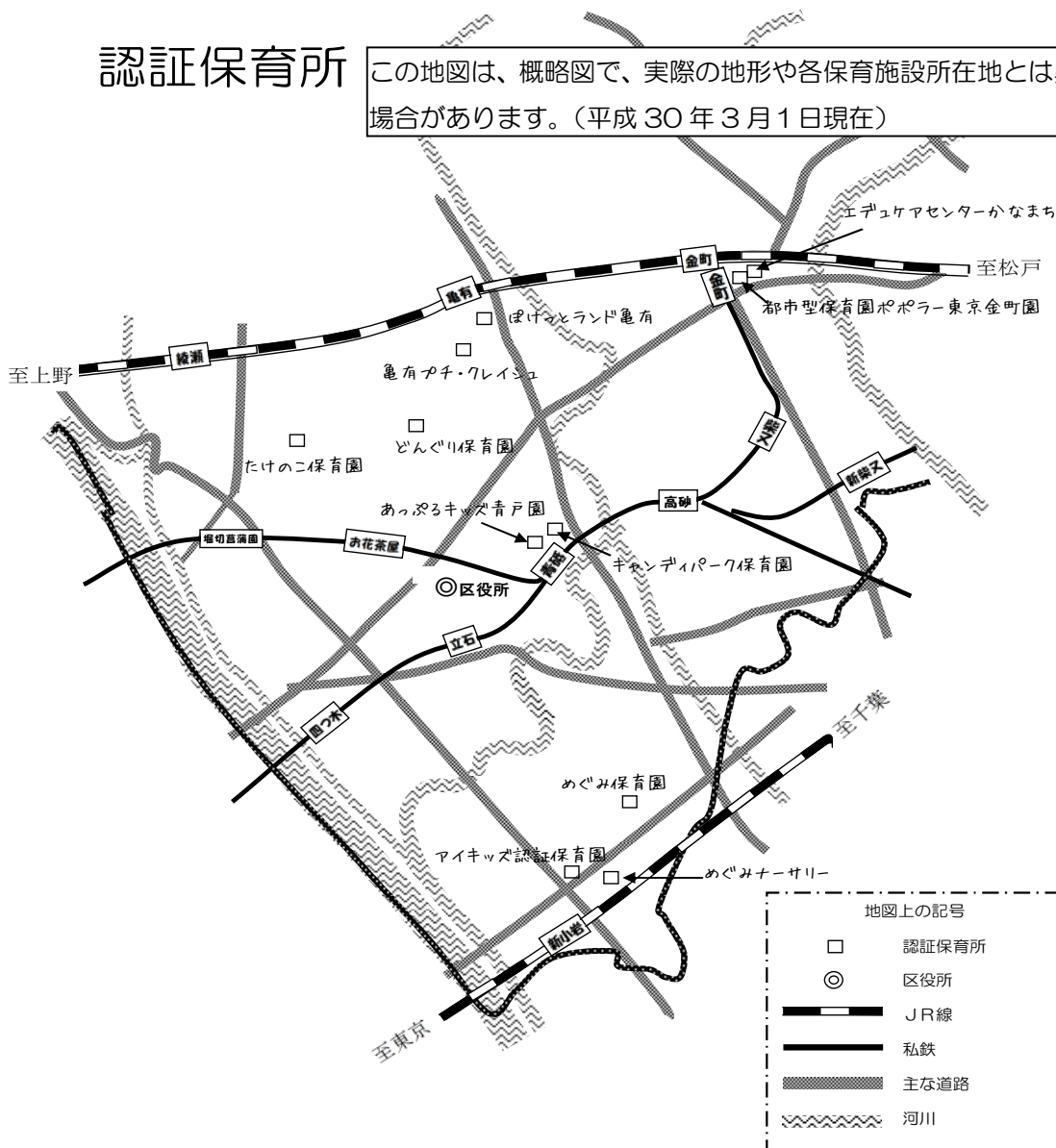
認証保育所にある申請書類に記入して、入所時及び各年度当初に利用する施設に提出してください。

月額保育料を変更した場合、その都度提出が必要です。

手続きのあった翌月から施設への支払額が、契約金額から上記助成額を引いた金額になります。

認証保育所

この地図は、概略図で、実際の地形や各保育施設所在地とは異なる場合があります。(平成30年3月1日現在)



21 その他の保育事業

21-① 休日保育・一時保育

区内在住で、家庭での保育が一時的に困難となった小学校就学前までのお子さんをお預かりする事業です。一時保育は、主に保育園、幼稚園等に入っていないお子さんが対象です。

週1～3日、1日4～8時間程度の保育が必要な場合に、通院・通学・介護等の理由を問わずご利用いただけます。

事前の利用登録が必要です(登録料のかかる施設があります)。

【保育時間】

保育時間は、原則午前9時から午後5時までですが、施設によって異なります。

【保育料・利用方法】

施設によって異なりますので、詳しくは、各施設にお問い合わせください。

認可保育所等に在籍しているお子さんが、保護者の就労を理由として休日保育を利用する場合は、利用者負担額(保育料)に含まれているため、利用料金はかかりません。

<参考> 保育料の目安 4時間(8時間)の場合

(休日保育) 3歳未満2,000(4,000)円 3歳以上1,200(2,400)円

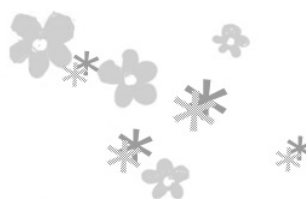
(一時保育) 3歳未満1,500(3,000)円 3歳以上1,000(2,000)円

休日保育実施施設一覧 (6園)

原則保育日は、日・祝日(年末年始を除く)各施設1日あたり定員10名

(平成29年9月1日現在)

施設名	住所	電話番号	対象	備考
小合保育園	南水元3-3-11	3608-1221	6か月以上	
新宿保育園	新宿 4-4-16	3607-2470	満1歳以上	
住吉保育園	高砂 7-26-3	3607-1561	6か月以上	
小谷野しょうぶ保育園	堀切 4-60-1	3601-2301	6か月以上	年末年始も実施 午前7時15分～午後7時15分
中青戸保育園	青戸 3-8-8	3603-3454	6か月以上	
たつみ保育園	西新小岩2-1-3	3696-9442	6か月以上	



一時保育実施施設一覧 (32園)

原則保育日は、月～金(祝日、年末年始除く) 定員は3～10名

(平成30年3月1日現在)

施設名	住所	電話番号	対象	備考
あおぞら水元保育園	水元1-12-14	3600-7080	6か月以上	土曜日実施
そあ保育園	水元3-13-20	5848-3950	満1歳以上	
水元保育園	南水元4-18-11	5876-6474	満1歳以上	
金町ひまわり保育園	東金町1-1-1-1F	5876-3621	2か月以上	土曜日実施
金町保育園	東金町3-36-15	3607-0889	満1歳以上	
東かなまち保育園	東金町2-13-10	5876-6313	6か月以上	
認定こども園 葛飾二葉幼稚園	金町2-19-6	3607-2800	満1歳以上	
かなまち虹保育園	金町4-20-13	3600-8511	満1歳以上	
新宿保育園	新宿4-4-16	3607-2470	6か月以上	土曜日実施
北野保育園	柴又2-2-9	3608-3302	満1歳以上	
きぼう保育園	高砂2-3-7	3673-7110	2か月以上	
ひまわり保育園	細田3-9-26	3673-7550	2か月以上	年末、土曜日実施
日の出保育園	細田5-24-1	3672-2708	満1歳以上	
さくら学園保育所	亀有1-27-2	3690-0660	満1歳以上	
亀有りりおっこ保育園	亀有3-16-5	5629-0513	6か月以上	
葛飾学園	西亀有2-35-3	3601-3601	6か月以上	
砂原保育園	西亀有4-8-19	3605-0420	1歳6か月から 満3歳まで	
白鳥ふたば保育園	白鳥3-29-16	3838-2812	満1歳以上	
黎明保育園	堀切3-30-12	3697-0720	満1歳以上	土曜日実施
小谷野しょうぶ保育園	堀切4-60-1	3601-2301	6か月以上	土曜日実施
かつしか堀切保育園	堀切7-8-3	6662-2201	満1歳以上	
青戸福祉保育園	青戸3-13-25	3603-2291	2か月以上	
青戸もも保育園	青戸4-23-1	3604-4457	2か月以上	
太陽の子青戸中央保育園	青戸4-24-20	5650-6145	6か月以上	
※立石いろは保育園	立石2-31	5654-8880 (開設までの連絡先)	満1歳以上	4月1日から実施予定
かつしか風の子保育園	立石8-18-7	5671-1033	1歳以上	
四つ木なかよし保育園	四つ木5-13-16	5654-6040	6か月以上	
グローバルキッズ東新小岩園	東新小岩3-3-13	3692-0970	満1歳以上	
かみこまつ保育園	東新小岩3-14-1	3697-0170	満1歳以上	
認定こども園 まどか幼稚園	東新小岩7-2-8	3692-8077	満1歳以上	
たつみ保育園	西新小岩2-1-3	3696-9442	6か月以上	
ゆめの樹保育園しんこいわ	西新小岩5-30-6	6662-8175	6か月以上	

※平成30年度実施予定

21-② 定期利用保育

区内在住で、短時間就労等のため家庭での保育が困難となった3歳未満のお子さんを、一時保育専用スペースを利用して、一時保育利用のお子さんと合同で、一定期間保育する事業です。

出産、病気、就学等の理由では利用できません。

【保育時間】

月曜日から土曜日までの、原則として午前9時から午後5時までです。

【保育期間】

最長1年間(4月から3月まで)です。年度を超えて利用を希望する場合は、再度保育の申込みが必要です。保護者が仕事を辞める等の保育要件に該当しなくなった場合は、年度途中であっても保育解除となります。

【保育料・申込】

年齢にかかわらず月額20,000円(定額)で、減額・免除はありません。

平成30年4月の申込みは、平成30年2月22日(木)～3月2日(金)です。案内書は、2月5日(月)から各施設にて配布します。

詳しくは、直接実施施設にお問い合わせください。

定期利用保育実施施設一覧 (3園)

(平成29年9月1日現在)

施設名	住所	電話番号	定員	備考
金町ひまわり保育園	東金町 1-1-1-1F	5876-3621	11名	
砂原保育園	西亀有 4-8-19	3605-0420	3名	・1歳6か月から満3歳まで
かつしか風の子保育園	立石 8-18-7	5671-1015	7名	

※0歳児保育は、産後56日を経過した翌月の1日から保育します。



21—③ 病児保育・病後児保育

病気の治療中にあり症状が安定している、または病気の回復期にあり症状が軽度であるが、保育園での集団保育が困難な児童を一時的に保育します。

各施設への事前登録と利用の際の医師の判断が必要です。

【対象児童】

区内在住で認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所(保育ママ)、認定こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設等(※1)に通っていて、保護者とその同居の家族の就労等を理由に適切な監護を受けられない児童

※1 区の入園選考を受けない施設は、就労等の証明が必要です。

【対象年齢】

病児保育……6か月から小学校3年生まで

病後児保育……1歳(砂原保育園は10か月)から小学校就学前まで

【保育料】

保育料は1日2,000円で、その他食事代等の実費がかかります。

利用方法等、詳しくは直接下記の実施施設にお問い合わせください。

病児保育実施施設一覧 (3箇所)

1日あたり定員4名

(平成29年9月1日現在)

施設名	住所	電話番号	保育日	保育時間
水元保育園	南水元 4-18-11	5876-6474	月～金 (祝日、年末年始を除く。)	午前7時15分～ 午後6時15分
新小岩わんぱくクリニック 病児保育室わんぱく	新小岩 2-1-1-3F	6231-5512	月・火・水・金 (祝日、年末年始を除く。)	午前9時00分～ 午後5時30分
堀切二丁目病児保育室 (佐久間レディース& ファミリアクリニック併設)	堀切 2-54-16	3691-0875	月・火・木・金 (祝日、年末年始を除く。)	午前9時00分～ 午後5時30分

病後児保育実施施設一覧 (7箇所)

原則保育日は、月～金(祝日、年末年始を除く。)

保育時間は、午前7時15分～午後6時15分

1日あたり定員4名

(平成29年9月1日現在)

施設名	住所	電話番号	備考
小合保育園	南水元3-3-11	3627-8488	
住吉保育園	高砂7-26-3	3607-1612	
砂原保育園	西亀有4-8-19	3605-0770	保育時間 午前7時30分～午後6時
小谷野しょうぶ保育園	堀切 4-60-1	3601-2301	土曜日実施
中青戸保育園	青戸 3-8-8	3603-3485	
※本田こひつじ保育園	立石1-4-10	3692-0752	
たつみ保育園	西新小岩 2-1-3	5654-9942	

※平成30年3月末までは、本田保育園として、仮園舎(渋江公園の一部に設置)で運営しています。

21-④ 訪問型保育

訪問型病後児保育

区内在住で、0歳から小学校就学前までのお子さんが病気の回復期にあつて、保育所等での集団保育が困難な時期に自宅等に訪問して保育を行います。病気の期間は保育できません。

訪問型一時保育

区内在住で、0歳から小学校就学前までのお子さんの保護者が傷病や入院しなければならなくなったときや、同居の家族の方が入院をしてその介護・看護をしなければならなくなったとき、産前産後で保護者の安静が必要なとき等、一定の要件に該当する理由で一時的に保育が必要となった場合に自宅等に訪問して保育を行います。

【保育料】

いずれも1時間800円で、当該児童の食事等は、保護者をご用意してください。

【保育時間】

保育時間は、原則午前8時から午後6時までです。

事前登録が必要です。利用方法等、詳しくは実施施設にお問い合わせください。

訪問型保育実施施設一覧

(平成29年9月1日現在)

施設名	電話番号	担当地域	
金町保育園	3607-0889	金町・東金町・柴又・高砂(1丁目を除く)・鎌倉・細田(2丁目を除く)・奥戸9丁目	
さかえ保育園	3608-4597	水元・西水元・東水元・南水元・新宿	
こひつじ保育園	3694-5439	上記以外 (中川・新中川以西)	こひつじ保育園(平成30年3月まで)、本田こひつじ保育園(平成30年4月から)で実施
本田こひつじ保育園	070-6460-7085 (訪問型保育直通)		

21-⑤ 緊急一時保育

保護者が病気や出産等で入院をしなければならなくなったときや、同居のご家族の方が入院をして常時その介護・看護をしなければならなくなったとき等に、一時的にお子さんを保育施設でお預かりします。
(保育施設の状況によっては受け入れできない場合もあります。)

【保育の対象】

区内在住の生後6か月から小学校就学前までのお子さん。保育施設や幼稚園に通っているおさんは、対象になりません。

【保育期間】

緊急の要件で保育を必要とする期間で、1か月を限度としています(入院する場合は、入院期間のみのご利用となります)。状況により2回まで更新可能です。

【保育時間】

午前8時30分から午後5時まで

【保育料】

1日1,200円

【申込】

入院(出産)予定の場合は、予定日の2週間前から受付します。

子育て支援課子育て支援係までお申込み・お問い合わせください。(5654-8297又は5654-8277)

※この事業は、緊急一時的に対応するもので、長期間の保育に対応する制度ではありません。長期間に及ぶ入院などの場合は、緊急一時保育の利用期間内に他の保育手段をお探してください。

22 認可外保育施設保育料の補助金について

認可外保育施設に在籍する児童の保護者に対して、保育料の一部を補助しています。

【対象施設】

次の要件をすべて満たす認可外保育施設

- (1) 児童福祉法第 59 条の 2 に基づき、都道府県知事(中核市長を含む。)に届け出ている施設
- (2) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設
(基準を満たす証明がなされている期間が対象)

※事業所内保育施設、院内保育施設、家庭的保育事業、企業主導型保育事業、公立の認可外保育施設は対象外

【対象者】

次の要件をすべて満たす方

- (1) 対象施設に児童を月 160 時間以上預ける月極契約をしていること
- (2) 児童が補助月の初日に対象施設に在籍していること
- (3) 葛飾区において保育の必要性の認定(2号又は3号)を受けていること
- (4) 児童及び保護者が当該月の初日に葛飾区に住民登録をしていること
- (5) 保育料を滞納せずに支払っていること
- (6) この補助金のほかに保育料等に係る補助を受けていないこと。

※複数の対象施設に在籍している場合、一つの施設のみを対象とします。

【補助額】

月 15,000 円を限度に月額基本保育料を補助します。

子育て支援課子育て支援係まで申請・お問い合わせください。(5654-8297又は5654-8277)

区内対象施設一覧 (2園)

(平成29年9月1日現在)

施設名	住所	電話番号
スマイルキッズ綾瀬園	西亀有2-20-11-1F	3838-8820
にじいろ保育園	亀有 5-37-13 ハイツビッグワンビル305	5697-9077

23 保育アドバイザー

保育を希望される方からの保育施設や保育サービス利用・申込みについてのご相談に応じたり、在宅で子育てをされる方を支援するための子育て支援事業等のご案内を行っています。

それぞれのご家庭の希望や状況に応じて、どのようなサービスが利用できるのかわかりやすくご案内します。混雑している場合もございますので、ご来庁される際は、電話にてご予約をお願いいたします。



<利用時間>

土・日曜・祝日、年末年始を除く平日午前8時30分から午後5時まで

<場 所> 葛飾区役所4階401子育て支援窓口

<電 話> 5654-8567

24 公立保育園園舎建替え等について

葛飾区では、老朽化の進行が懸念される子育て支援施設の建替えを着実に進めていくため、建替えに合わせた、公立施設の拠点化や民営化の導入を予定しております。

下記の公立保育園では、園舎建替えによる仮園舎での保育及び民設民営化の導入(一部の園を除く)を予定しております。

入園を希望される場合には、ご承知おきくださいますようお願いいたします。なお、スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。

<公立施設の拠点化>

1 南鎌倉保育園の園舎建替え(鎌倉地域)

期間	所在地
現在から平成 31 年度中まで	[現園舎]鎌倉 2-17-4
平成 31 年度中から	[新園舎]鎌倉 1-7

※仮園舎での保育はありません。

2 白鳥保育園の園舎建替え(白鳥地域)

現時点で建替えのスケジュール及び仮園舎の設置については未定です。

決定次第、区公式ホームページでお知らせいたします。

3 小菅保育園の園舎建替え(小菅地域)

期間	所在地
現在から平成 30 年度中まで	[現園舎]小菅 2-19-13
平成 30 年度中から平成 33 年度中まで	[仮園舎]小菅 2-19(旧小菅保健センター跡地に設置)
平成 33 年度中から	[新園舎]小菅 2-19

4 上平井保育園の園舎建替え(新小岩地域)

期間	所在地
現在から平成 33 年度中まで	[現園舎]西新小岩 4-33-10
平成 33 年度中から	[新園舎]西新小岩 4-33(旧心身障害者福祉会館跡地・上平井児童遊園・児童会館用地の一部に設置)

※仮園舎での保育はありません。

<民設民営化>

1 亀が岡保育園の園舎建替え及び民設民営化の導入(金町地域)

期間	所在地
現在から平成 30 年度まで	[仮園舎]東金町 1-9-7
平成 31 年度から	[新園舎]東金町 2-6 *新園舎への移転と合わせて、民設民営化

新園舎への移転と合わせて、民設民営化(私立保育園への移行)の導入を予定しております。

平成 31 年度以降は、社会福祉法人東中川会による設置、運営となります。

2 半田保育園の園舎建替え及び民設民営化の導入(金町地域)

現時点で建替えのスケジュール、仮園舎の設置及び新しい保育園の設置・運営事業者については未定です。

決定次第、区公式ホームページでお知らせいたします。

3 西亀有保育園の園舎建替え及び民設民営化の導入(亀有地域)

現時点で建替えのスケジュール、仮園舎の設置及び新しい保育園の設置・運営事業者については未定です。

決定次第、区公式ホームページでお知らせいたします。

4 本田こひつじ保育園(平成 29 年度は本田保育園)の園舎建替え及び民設民営化の導入(立石地域)

平成 30 年 3 月末までは仮園舎(渋江公園の一部に設置)にて、公設民営園として運営しています。

新園舎(立石 1-4-10)への移転と合わせて、平成 30 年度から民設民営化(私立保育園への移行)した保育園となります。

民設民営化により、設置主体も社会福祉法人葛飾福祉館となり、引き続き運営を行います。

5 小谷野しょうぶ保育園の園舎移転及び民設民営化の導入(小菅地域)

期間	所在地
現在から平成 33 年度まで	[現園舎]堀切 4-60-1
平成 34 年度から	[新園舎]小菅 2-19 *新園舎への移転と合わせて、民設民営化

新園舎は、小菅保育園が建替えのため一時使用した園舎を活用しての運営となります。
 新園舎への移転と合わせて、民設民営化(私立保育園への移行)の導入を予定しております。
 小谷野しょうぶ保育園は、現在、公設民営園として株式会社プロケアが運営を行っております。
 民設民営化により、設置主体も同法人となり、引き続き運営を行います。

6 東立石保育園の園舎建替え及び民設民営化の導入(立石地域)

期間	所在地
現在から平成 30 年度まで	[現園舎]東立石 4-45-5
平成 31 年度から平成 32 年度まで	[仮園舎]東立石 3-3-15(渋江公園の一部に設置)
平成 33 年度から	[新園舎]東立石 4-45 *新園舎への移転と合わせて、民設民営化

新園舎への移転と合わせて、民設民営化(私立保育園への移行)の導入を予定しており、平成 33 年度以降は、民間事業者による設置、運営となります。

7 新小岩保育園の園舎建替え及び民設民営化の導入(新小岩地域)

期間	所在地
現在から平成 31 年度まで	[仮園舎]新小岩 3-25-1(旧松南小学校校庭の一部に設置)
平成 32 年度から	[新園舎]新小岩 3-13 *新園舎への移転と合わせて、民設民営化

新園舎への移転と合わせて、民設民営化(私立保育園への移行)の導入を予定しております。
 平成 32 年度以降は、社会福祉法人清遊の家による設置、運営となります。

<園舎の大規模改修工事>

1 梅田保育園の園舎大規模改修工事について(立石地域)

期間	所在地
現在から平成 29 年度	[現園舎]立石 3-26-10
平成 30 年度	[仮園舎]東立石 3-3-15(渋江公園の一部に設置)
平成 30 年度 工事終了後	[現園舎]立石 3-26-10

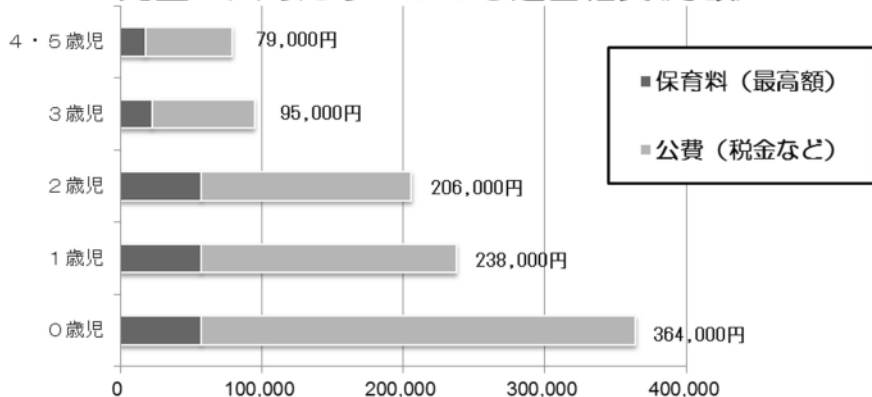
大規模改修工事終了後は、現園舎に戻り、引き続き公設公営園として運営を行います。

【公立保育園園舎建替えについての問合せ】

育成課 子育て施設整備係 5654-8489

25 認可保育所の運営経費(参考)

【平成28年度】 葛飾区公立保育所
 児童1人あたりにかかる運営経費(月額)



人件費や給食費などからなる認可保育所の運営経費は、保育料(利用者負担金)の他、国や都、区からの公費によって成り立っています。

これからも充実した保育を行うため、
 期限内の保育料納付をお願いいたします。

認可保育所・認定こども園一覧

公立：42園 私立：66園 認定こども園：4園 (開設予定含む)

(平成30年3月1日現在)

地域	公・私	施設名	所在地	電話番号	定員					計	開所時間 ※1	延長保育 ※2	0歳児保育	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上				0歳児保育 ※3	予約入園
水元	公立	新水元保育園	東水元3-5-7	3608-7811	12	20	24	24	50	130	2	B	4か月	予約
		幸田保育園	西水元2-16-10	3608-3901	12	15	18	24	50	119	2	B	6か月	予約
		小合保育園【公設民営】	南水元3-3-11	3608-1221	9	15	24	24	50	122	2	E	産休明け	
	私立	花の木保育園	南水元3-7-2	3627-4936	12	15	18	24	50	119	2	E	6か月	予約
		あおぞら水元保育園	水元1-12-14	3600-7080	9	15	18	19	40	101	2	E	産休明け	
		徳育保育園	水元1-26-3	5648-6366	-	-	16	16	32	64	2	C	-	
		徳育保育園分園	水元1-26-8	5648-6366	9	16	※2歳児以降の保育は徳育保育園で実施			25	2	C	産休明け	
		さかえ保育園	水元3-11-8	3608-4597	9	10	12	12	25	68	3	-	産休明け	
		そあ保育園	水元3-13-20	5660-2415	9	15	16	16	34	90	1	D	産休明け	
		こばとの森保育園	東水元1-16-2	3826-7300	12	15	16	16	32	91	2	B	産休明け	
公立	にじいろ保育園南水元※4	南水元1-12-6	6431-9769 (開設まで本社等の連絡先)	6	10	11	11	25	63	2	E	産休明け		
	水元保育園	南水元4-18-11	5876-6474	9	20	20	20	40	109	2	E	産休明け		
金町・東金町	公立	亀が岡保育園※6 (鐘替えのため平成30年度まで仮園舎で保育予定)	(仮園舎) 東金町1-9-7	3607-1008	-	10	12	25	50	97	2	B	-	
		半田保育園※6	東金町4-34-12	3609-1920	9	20	24	24	50	127	2	B	4か月	
		東半田保育園	東金町5-28-1	3608-3610	9	15	18	24	50	116	2	-	6か月	
	私立	認定こども園葛飾二葉幼稚園	金町2-19-6	3607-2800	22ページ「認定こども園」参照					2	E	産休明け		
		認定こども園金町幼稚園	金町4-10-14	3600-6490	22ページ「認定こども園」参照					4	I	-		
		かなまち虹保育園	金町4-20-13	3600-8511	6	8	11	11	24	60	1	D	産休明け	
		京成金町ブチ・クレイシュ	金町5-37-6	3609-0655	6	6	7	7	14	40	1	D	3か月	
		金町駅前さくらんぼ保育園※4	金町6-4-1 2F	6880-3960 (開設まで本社等の連絡先)	6	10	11	11	22	60	3	F	90日	
		金町ひまわり保育園	東金町1-3-1	5876-3621	9	18	18	18	36	99	2	E	産休明け	
		金町どんぐり保育園	東金町1-14-5	3608-8811	9	10	12	12	24	67	1	D	産休明け	
公立	東かなまち保育園	東金町2-13-10	5876-6313	12	20	24	24	50	130	2	E	産休明け		
	金町保育園分園	東金町3-23-14	5876-3376	10	5	5	※3歳児以降の保育は、金町保育園で実施(1歳児以降も半数は金町保育園で保育を実施)			2	E	産休明け		
	金町保育園	東金町3-36-15	3607-0889	20	30	30	35	70	185	2	E	産休明け		
	南新宿保育園	新宿1-23-4	3609-1156	9	15	18	24	50	116	2	B	6か月		
新宿・柴又	公立	白鷺保育園	柴又3-30-9	3600-5540	-	15	24	24	50	113	2	B	-	
		山王保育園	新宿2-2-19	3607-3543	-	10	12	13	30	65	3	-	-	
		トレジャーキッズにいじゅく保育園※4	新宿3-27-8	5565-1266 (開設まで本社等の連絡先)	9	15	15	17	34	90	3	C	産休明け	
	私立	新宿保育園	新宿4-4-16	3607-2470	12	18	20	20	40	110	2	E	産休明け	
		北野保育園	柴又2-2-9	3608-5558	15	17	18	20	40	110	1	D	産休明け	
		柴又学園	柴又4-5-14	3657-3861	6	18	20	20	40	104	1	A	産休明け	
		まなびの森保育園新柴又※4	柴又5-13-3	042-571-4536 (開設まで本社等の連絡先)	6	6	7	7	14	40	1	D	産休明け	
		ひかり学園	柴又6-19-1	3671-0385	9	20	30	33	68	160	2	-	6か月	
		新高砂保育園	高砂4-1-49	3673-0220	6	15	17	22	44	104	2	-	6か月	
		住吉保育園【公設民営】	高砂7-26-3	3607-1561	9	14	17	20	44	104	2	E	産休明け	
高砂・鎌倉	公立	南鎌倉保育園※6	鎌倉2-17-4	3650-4931	9	12	16	16	33	86	2	B	6か月	
		細田保育園	細田4-19-5	3658-4915	9	15	18	24	50	116	2	B	6か月	
		きぼう保育園	高砂2-3-7	3673-7110	12	15	18	20	40	105	2	E	産休明け	
	私立	あい・あい保育園 高砂園※5	高砂2-31	6284-1607 (開設まで本社等の連絡先)	4	6	10	10	20	50	3	C	3か月	
		たかさご保育園	高砂5-48-4	3607-1442	17	17	17	17	34	102	1	G	産休明け	
		東中川保育園	高砂6-4-15	3608-3395	9	12	14	15	30	80	3	C	産休明け	
		認定こども園葛飾みどり	鎌倉1-21-6	5876-8282	22ページ「認定こども園」参照					1	D	産休明け		
		鎌倉保育園	鎌倉3-39-15	3658-0772	9	15	15	15	30	84	1	A	産休明け	
		ひまわり保育園	細田3-9-26	3673-7550	30	47	60	60	120	317	2	B	産休明け	
		日の出保育園	細田5-24-1	3672-2708	12	18	20	20	40	110	2	E	産休明け	
亀有・白鳥	公立	道上保育園	亀有4-24-11	3690-7803	12	17	17	24	50	120	2	B	6か月	予約
		西亀有保育園※6	西亀有3-31-9	3603-3592	-	22	22	24	50	118	2	B	-	
		南白鳥保育園	白鳥3-2-1	3603-8032	12	15	16	19	45	107	2	B	6か月	予約
	私立	白鳥保育園※6	白鳥3-32-6	3602-3423	12	16	18	24	50	120	2	B	4か月	予約
		まなびの森保育園亀有	亀有1-12-22	3690-1212	6	10	11	11	22	60	1	D	産休明け	
		さくら学園保育所	亀有1-27-2	3690-0660	6	18	19	19	38	100	2	E	産休明け	
		亀青保育園	亀有2-32-28	3602-4553	6	6	6	6	12	36	1	C	産休明け	
		亀有りりおっこ保育園	亀有3-16-5	5629-0511	9	11	12	12	26	70	2	E	産休明け	
		亀有保育園	亀有3-38-9	3690-3377	9	10	17	18	36	90	2	B	産休明け	
		葛飾学園	西亀有2-35-3	3601-3601	12	30	42	50	100	234	1	D	6か月	
にじいろ保育園西亀有	西亀有3-25-11	5629-1150	6	10	11	11	26	64	2	E	産休明け			
砂原保育園	西亀有4-8-19	3605-0420	12	18	18	18	36	102	1	B	産休明け			
★白鳥ふたば保育園	白鳥3-29-16	3838-2811	6	6	6	6	12	36	3	H	産休明け			

- ◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です
- ◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています
- ◆この定員は、平成30年4月1日の予定数です

★白鳥ふたば保育園は、保護者の就労・通学等により午後6時30分以降も保育を必要とするお子さんをお預かりする夜間保育所です。夜間保育の申込みについて詳しくは、保育課入園相談係へお問い合わせください。

地域	公・私	施設名	所在地	電話番号	定員						計	開所時間 ※1	延長 保育 ※2	0歳児保育	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	0歳児 保育 ※3				予約 入園	
四つ木・堀切	公立	四つ木保育園	四つ木3-5-6	3697-1252	9	12	16	22	48	107	2	-	6か月		
		堀切保育園	堀切1-9-18	3694-8276	12	15	18	24	50	119	2	B	4か月	予約	
		南堀切保育園	堀切1-23-3	3693-1518	-	18	22	22	44	106	2	-	-		
		小谷野しょうぶ保育園【公設民営】※6	堀切4-60-1	3601-2301	7	10	11	12	24	64	2	E	産休明け		
		双葉保育園	東堀切1-15-16	3602-5701	9	15	16	16	32	88	2	B	6か月		
	私立	東堀切保育園	東堀切2-20-8	3602-6809	12	15	18	24	50	119	2	B	6か月	予約	
		宝保育園	宝町1-12-10	3691-8877	15	17	21	24	53	130	2	B	6か月	予約	
		小菅保育園※6 (平成30年度中から仮園舎で保育予定)	小菅2-19-13	3604-2888	-	18	22	22	44	106	2	-	-		
		小菅東保育園	小菅3-10-32	3690-7804	12	15	18	24	50	119	2	B	6か月	予約	
		ベネッセ 四つ木保育園	四つ木4-1-4	5672-0355	6	10	12	12	24	64	1	D	産休明け		
公立	四つ木なかよし保育園	四つ木5-13-16	5672-1237	9	12	12	13	26	72	1	D	産休明け			
	ういず堀切菖蒲園駅前保育園	堀切2-56-13	6657-7719	6	8	10	12	24	60	1	D	産休明け			
	黎明保育園	堀切3-30-12	3697-0720	10	15	18	19	38	100	2	C	産休明け			
	かつしか堀切保育園	堀切7-8-3	6662-2201	6	12	12	12	24	66	1	D	産休明け			
	たけのこ第2保育園	堀切8-5-7	6662-5972	3	3	3	3	8	20	3	C	産休明け			
	そらまめ保育園 お花茶屋駅前	お花茶屋1-19-5	5647-7077	9	10	10	10	20	59	1	G	産休明け			
	梅田保育園※6 (建替えのため平成30年度工事終了後まで仮園舎で保育予定)	(仮園舎) 東立石3-3-15	3694-6932	15	20	20	24	50	129	2	B	6か月	予約		
私立	立石駅前保育園※7	立石4-23-17	3695-6201	-	10	10	※3歳児以降の保育 は新規申込が必要で す		20	2	E	-			
	東立石保育園※6	東立石4-45-5	3692-0897	15	18	30	30	60	153	2	E	6か月	予約		
	中青戸保育園【公設民営】	青戸3-8-8	3603-3454	12	15	30	30	60	147	2	E	産休明け	予約		
	青戸保育園	青戸5-9-10	3602-4007	15	17	30	30	60	152	2	B	産休明け	予約		
	木根川保育園	東四つ木1-18-12	3692-0875	-	15	19	22	48	104	2	-	-			
	渋江保育園	東四つ木2-15-11	3696-3761	15	15	18	24	50	122	2	B	6か月	予約		
	本田こひつじ保育園※8	立石1-4-10	3692-0736	9	22	25	25	50	131	2	E	産休明け			
	立石いろは保育園※4	立石2-31-17	5875-6371	6	18	18	20	40	102	1	D	産休明け			
	かつしか風の子保育園	立石8-18-7	5671-1015	9	15	18	20	40	102	1	D	産休明け			
	ほっぺるランド東立石	東立石2-3-10	5654-9700	6	16	17	17	34	90	2	E	産休明け			
	東立石こひつじ保育園	東立石3-14-12	5698-5858	6	8	9	9	18	50	2	E	産休明け			
	キャンディパーク保育園2号	青戸1-10-10	6657-7290	-	-	-	35	53	88	1	D	-			
	キャンディパーク保育園2号分園	青戸2-7-3	6657-7603	12	15	15	※3歳児以降の保育 はキャンディパーク 保育園2号で実施		42	1	D	6か月			
	さゆり保育園	青戸1-24-10	3693-0815	12	20	24	24	50	130	1	A	産休明け			
	青戸福祉保育園	青戸3-13-25	3603-7873	12	15	15	16	32	90	1	D	産休明け			
	青戸もも保育園	青戸4-23-1	3604-4430	6	11	11	11	21	60	1	D	産休明け			
	太陽の子青戸中央保育園	青戸4-24-20	5650-6145	12	12	12	12	24	72	1	D	産休明け			
こはるび保育園	青戸7-34-6	5629-1081	6	10	11	11	22	60	1	D	6か月				
こひつじ保育園	東四つ木3-6-12	3694-5439	12	12	12	12	28	76	2	E	産休明け				
公立	小松保育園	新小岩2-14-9	3655-3951	-	15	18	22	48	103	2	-	-			
	新小岩保育園※6 (建替えのため平成31年度まで仮園舎で保育予定)	(仮園舎) 新小岩3-25-1	3651-3152	12	18	22	33	67	152	2	B	6か月	予約		
	東新小岩保育園	東新小岩4-7-13	3692-9260	-	18	20	24	50	112	2	B	-			
	二上保育園	東新小岩7-17-3	3694-3010	12	20	24	24	50	130	2	B	6か月	予約		
	たつみ保育園【公設民営】	西新小岩2-1-3	3696-9432	9	15	18	24	50	116	2	E	産休明け			
	西新小岩保育園	西新小岩3-21-7	3692-7678	9	13	16	24	50	112	2	-	6か月			
	上平井保育園※6	西新小岩4-33-10	3691-0074	12	20	24	33	67	156	2	B	4か月	予約		
	南奥戸保育園	奥戸2-30-11	3696-8360	9	15	18	24	50	116	2	B	6か月			
	会野保育園	奥戸5-23-7	3692-7677	12	15	18	24	50	119	2	B	6か月	予約		
	私立	かみこまつ保育園	東新小岩3-14-1	3697-0170	9	12	12	12	25	70	1	D	産休明け		
		グローバルキッズ東新小岩園	東新小岩3-3-13	3692-0970	6	7	11	11	22	57	2	E	産休明け		
		認定こども園まどか幼稚園	東新小岩7-2-8	3692-8073	22ページ「認定こども園」参照						2	E	産休明け		
		うらら保育園	西新小岩3-37-27	3696-2637	12	12	12	12	22	70	1	D	産休明け		
		ほっぺるランド西新小岩	西新小岩3-14-18	5654-9310	6	16	17	17	34	90	2	E	産休明け		
ゆめの樹保育園しんこいわ		西新小岩5-30-6	6662-8175	6	10	11	11	22	60	1	D	産休明け			
奥戸保育園		奥戸6-24-1	3696-6790	6	10	18	20	51	105	2	B	産休明け			
グローバルキッズ奥戸園	奥戸8-2-4	3692-1188	9	15	18	18	36	96	2	E	産休明け				

※1 開所時間は以下のとおりです。

※2 延長保育時間は以下のとおりです。公立園の延長保育は満1歳から対象で月～金の実施です。私立園については23ページをご覧ください。

※3 0歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※4 平成30年4月開設予定です。

※5 平成30年8月開設予定です。

※6 建替え及び民設民営化等を予定しています。詳細は、36～37ページをご覧ください。

※7 立石駅北口地区再開発地区に所在しているため、定員を調整しています。

※8 平成30年3月末までは公設民営園として運営します。

※1の記号	開所時間
1	午前7時00分～午後6時00分
2	午前7時15分～午後6時15分
3	午前7時30分～午後6時30分
4	午前8時00分～午後7時00分

※2の記号	開所時間を超える延長保育時間
A	～午後7時00分まで
B	～午後7時15分まで
C	～午後7時30分まで
D	～午後8時00分まで
E	～午後8時15分まで
F	～午後8時30分まで
G	～午後9時00分まで
H	～午後9時30分まで
I	午前7時00分～午前8時00分

27 幼稚園の預かり保育について（参考）

幼稚園の預かり保育とは、幼稚園に在園するお子さんを対象に、私立幼稚園・認定こども園の教育時間外にお子さんを預かる事業です。

葛飾区内の私立幼稚園・認定こども園では、保護者の就労等による多様なニーズに応えるため、全園で預かり保育を実施しています。お子さんの預け先として、幼稚園等も活用できます。

【対象者】

各幼稚園の在園児 ※在園児以外の方はご利用できません。

【実施時間・利用料金・利用方法】

施設によって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

曜日により実施の有無や実施時間が、また三季休業中の実施期間や実施時間が以下の情報と異なる場合があります。

【入園願書の配布・提出】

平成 29 年 10 月 15 日以降 各園で配布開始 平成 29 年 11 月 1 日以降 各園で受付開始

【問い合わせ先】 子育て支援課 子育て支援係 5654-8266

幼稚園の預かり保育 実施施設一覧（29 園）

（平成 29 年 9 月 1 日現在）

私立幼稚園						
施設名	住所	電話番号	教育時間 前	教育時間 後	三季休業	
遍照院幼稚園	水元5-5-33	3600-2070		17:00 まで	夏	冬 春
延命幼稚園	東水元3-18-18	3607-6135		17:00 まで		
水元八千代幼稚園	西水元3-12-12	3609-9190		17:15 まで	夏	冬 春
東江幼稚園	東金町2-25-12	3607-0548		16:30 まで		
浜島幼稚園	東金町5-47-5	3600-0284	8:00 から	17:30 まで	夏	
帝釈天附属ルンビニー幼稚園	柴又7-10-30	3657-3613		17:00 まで	夏	冬 春
葛飾しらゆり学園幼稚園	鎌倉2-8-11	3658-0857	8:00 から	18:00 まで	夏	冬 春
葛飾若草幼稚園	細田5-4-11	3659-2525		18:00 まで	夏	冬 春
明昭幼稚園	四つ木1-41-1	3693-2636		18:00 まで	夏	冬 春
明昭第二幼稚園	堀切1-26-15	3691-3416		18:00 まで	夏	冬 春
千鶴幼稚園	堀切5-41-22	3690-0096		18:00 まで	夏	冬 春
あやめ幼稚園	堀切7-17-6	3601-7611		17:00 まで	夏	冬 春
東光幼稚園	お花茶屋1-2-15	3602-0398		18:00 まで	夏	冬 春
共栄幼稚園	お花茶屋2-6-1	3602-8377		17:00 まで	夏	冬 春
葛飾こどもの園幼稚園	立石2-29-6	3697-7216		17:00 まで	夏	
摩耶幼稚園	立石8-4-12	3691-5880	8:00 から	17:00 まで	夏	冬 春
熊野幼稚園	立石8-44-31	3691-1862	8:00 から	18:00 まで	夏	冬 春
青鳩幼稚園	青戸6-8-3	3602-0810		18:15 まで	夏	冬 春
葛飾やまびこ幼稚園	青戸8-4-20	3604-2181		17:00 まで		
やくし幼稚園	東四つ木1-5-9	3692-5303		17:30 まで	夏	冬 春
上平井幼稚園	東新小岩5-11-15	3692-0530	8:00 から	17:30 まで	夏	冬
葛飾白百合幼稚園	西新小岩4-19-13	3697-3813		17:00 まで	夏	
新小岩ちぐさ幼稚園	西新小岩4-35-5	3606-4519	8:00 から	18:00 まで	夏	冬 春
あすなろ幼稚園	奥戸3-28-21	3692-1288	8:00 から	18:00 まで	夏	冬 春
和光幼稚園	奥戸5-5-16	3696-1914		17:30 まで	夏	冬 春

認定こども園						
施設名	住所	電話番号	教育時間 前	教育時間 後	三季休業	
葛飾二葉幼稚園	金町2-19-6	3607-2800	8:00 から	18:00 まで	夏	冬 春
金町幼稚園	金町4-10-14	3600-6490	7:00 から	19:00 まで	夏	冬 春
葛飾みどり	鎌倉1-21-9	3672-0150	7:30 から	17:00 まで	夏	冬 春
まどか幼稚園	東新小岩7-2-8	3692-8073	7:30 から	19:15 まで	夏	冬 春